

過疎関係市町村都道府県別分布図

令和4年4月

総務省自治行政局過疎対策室

〔目 次〕

凡例 …………… 2

令和2年国勢調査結果により過疎地域に
異動があった市町村 …………… 7

日本全図 …………… 9

ブロック別

北海道ブロック …………… 10

東 北ブロック …………… 11

関 東ブロック …………… 12

東海・北陸ブロック …………… 13

近 畿ブロック …………… 14

中 国ブロック …………… 15

四国ブロック …………… 16

九州ブロック …………… 17

※沖縄ブロック…………… 都道府県別p.66 を参照

都道府県別

北 海 道 …………… 18～20

青 森 県 …………… 21

岩 手 県 …………… 22

宮 城 県 …………… 23

秋 田 県 …………… 24

山 形 県 …………… 25

福 島 県 …………… 26

茨 城 県 …………… 27

栃 木 県 …………… 28

群 馬 県 …………… 29

埼 玉 県 …………… 30

千 葉 県 …………… 31

東 京 都 …………… 32

神 奈 川 県 …………… 33

新 潟 県 …………… 34

富 山 県 …………… 35

石 川 県 …………… 36

福 井 県 …………… 37

山 梨 県 …………… 38

長 野 県 …………… 39

岐 阜 県 …………… 40

静 岡 県 …………… 41

愛 知 県 …………… 42

三 重 県 …………… 43

滋 賀 県 …………… 44

京 都 府 …………… 45

大 阪 府 …………… 46

兵 庫 県 …………… 47

奈 良 県 …………… 48

和 歌 山 県 …………… 49

鳥 取 県 …………… 50

島 根 県 …………… 51

岡 山 県 …………… 52

広 島 県 …………… 53

山 口 県 …………… 54

徳 島 県 …………… 55

香 川 県 …………… 56

愛 媛 県 …………… 57

高 知 県 …………… 58

福 岡 県 …………… 59

佐 賀 県 …………… 60

長 崎 県 …………… 61

熊 本 県 …………… 62

大 分 県 …………… 63

宮 崎 県 …………… 64

鹿 児 島 県 …………… 65

沖 縄 県 …………… 66

[凡例]

全部過疎

(A) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1項に規定する過疎地域として令和3年4月1日に公示された市町村

【要件1】 法第2条第1項第1号に規定する過疎地域

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
- (イ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であること。
 - (ロ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であって、65歳以上人口の比率が35%以上であること。
 - (ハ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
- (ニ) 平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が21%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が0.51以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件2】 法第2条第1項第2号に規定する過疎地域

- (1) 人口要件
昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であること。ただし、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。
- (2) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が0.4以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件3】 法第41条第1項の規定に基づく過疎地域

- (1) 旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「旧過疎自立促進地域の市町村」という。）であること。
- (2) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
- (イ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が40%以上であること。
 - (ロ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であって、65歳以上人口の比率が35%以上であること。
 - (ハ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
- (3) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が0.51以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

(B) 法第2条第2項の規定に基づき、同法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域として令和4年4月1日に公示された市町村

【要件1】 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される
同法第2条第1項第1号に規定する過疎地域

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
- (イ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
 - (ロ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が38%以上であること。
 - (ハ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
- (ニ) 平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成30年度から令和2年度までの財政力指数の平均が0.51以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件2】 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される
同法第2条第1項第2号に規定する過疎地域

- (1) 人口要件
昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であること。ただし、平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。
- (2) 財政力要件
平成30年度から令和2年度までの財政力指数の平均が0.4以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

(A) 法第2条第2項の規定に基づき、法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項若しくは第3項に規定する過疎地域として令和3年4月1日に公示された区域

一部過疎

【要件1】法第3条第1項に規定する過疎地域の要件に該当する区域

- (1) 特定期間合併関係市町村（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に市町村合併をした市町村の合併前の旧市町村をいう。以下同じ。）の区域であること。
- (2) 人口要件（特定期間合併関係市町村の区域の人口が次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である区域は除く。）
 - (イ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であること。
 - (ロ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であって、65歳以上人口の比率が35%以上であること。
 - (ハ) 昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
 - (ニ) 平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が21%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が^{0.64}以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件2】法第3条第2項に規定する過疎地域の要件に該当する区域

- (1) 特定期間合併関係市町村の区域であること。
- (2) 人口要件
特定期間合併関係市町村の区域の人口が昭和50年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であること。ただし、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である区域は除く。
- (3) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が^{0.4}以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件3】法第41条第2項又は第3項に規定する過疎地域の要件に該当する区域

- (1) 旧過疎自立促進地域の市町村又は旧過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項に規定の適用を受けていた区域であること。
- (2) 人口要件（特定期間合併関係市町村の区域の人口が次のいずれかに該当すること。ただし、平成2年と平成27年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である区域は除く。）
 - (イ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が40%以上であること。
 - (ロ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であって、65歳以上人口の比率が35%以上であること。
 - (ハ) 昭和35年と平成27年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
- (3) 財政力要件
平成29年度から令和元年度までの財政力指数の平均が^{0.64}以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

(B) 法第2条第2項の規定に基づき、法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第3条第1項又は第2項に規定する過疎地域として令和4年4月1日に公示された区域

【要件1】 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第3条第1項に規定する過疎地域の要件に該当する区域

- (1) 特定期間合併関係市町村（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に市町村合併をした市町村の合併前の旧市町村をいう。以下同じ。）の区域であること。
- (2) 人口要件（特定期間合併関係市町村の区域の人口が次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である区域は除く。）
 - (イ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
 - (ロ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が38%以上であること。
 - (ハ) 昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が11%以下であること。
- (ニ) 平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が23%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成30年度から令和2年度までの財政力指数の平均が0.64以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

【要件2】 法第43条第1項の規定により読み替えて適用される同法第3条第2項に規定する過疎地域の要件に該当する区域

- (1) 特定期間合併関係市町村の区域であること。
- (2) 人口要件
特定期間合併関係市町村の区域の人口が昭和55年と令和2年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であること。
ただし、平成7年と令和2年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である区域は除く。
- (3) 財政力要件
平成30年度から令和2年度までの財政力指数の平均が0.4以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

法第2条第2項の規定に基づき、法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域として令和3年4月1日に公示された市町村

みなし過疎

【要件】法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村の要件に該当する市町村

- (1) 旧過疎自立促進地域の市町村のうち、平成11年4月1日から令和3年4月1日までの間に市町村合併をした市町村であること。
- (2) 規模要件（次のいずれかに該当すること。）
 - (イ) 当該市町村の平成27年の国勢調査の結果による人口を当該市町村に係る一部過疎の要件を満たす区域（(ロ)において「要件該当区域」という。）の同年の国勢調査の結果による人口で除して得た数値が3以下であること。
 - (ロ) 当該市町村の面積を要件該当区域の面積で除して得た数値が2以下であること。
- (3) 人口要件
平成27年の国勢調査人口が、昭和35年、昭和50年及び平成2年の国勢調査人口より減少していること。
- (4) 財政力要件
平成29年度から令和元年度の財政力指数の平均が0.51以下であること。

特定市町村

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、法附則第5条に規定する特定市町村又は附則第6条第1項若しくは第7条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域として令和3年4月1日に公示された市町村又は区域

令和2年国勢調査結果により過疎地域に異動があった市町村

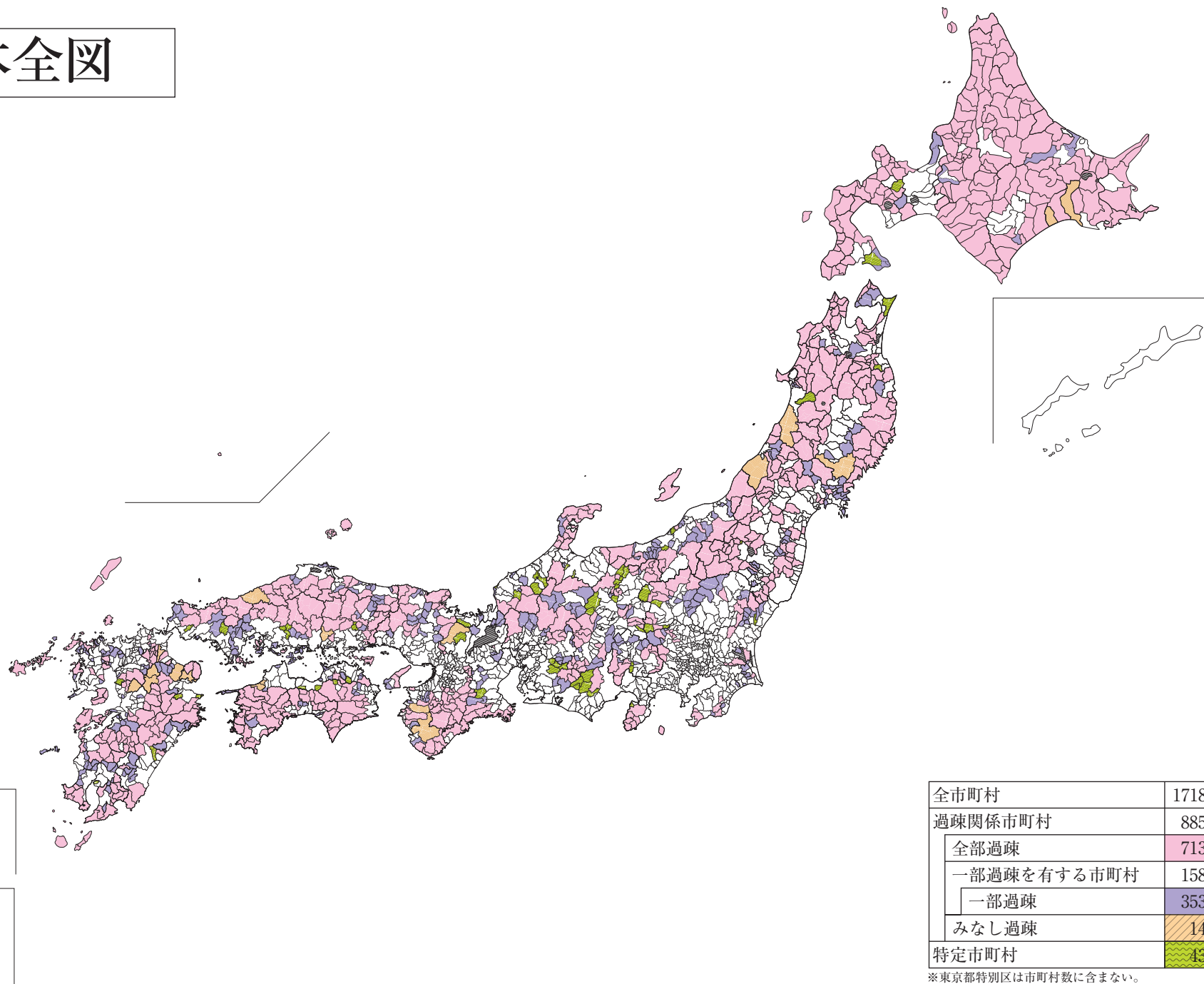
都道府県名	市町村名	過疎区分 (R4.4.1)	一部過疎について新たに過疎地域とみなされる区域(旧市町村)	過疎区分 (R3.4.1)
北海道	富良野市	全部過疎		非該当(特定市町村)
北海道	新篠津村	全部過疎		非該当(特定市町村)
北海道	鹿部町	全部過疎		非該当
北海道	別海町	全部過疎		非該当
青森県	五所川原市	全部過疎		みなし過疎
青森県	田舎館村	全部過疎		非該当
青森県	鶴田町	全部過疎		非該当
青森県	東北町	全部過疎		一部過疎
岩手県	奥州市	一部過疎	江刺市	一部過疎(旧江刺市は特定市町村区域)
宮城県	石巻市	一部過疎	桃生町	一部過疎
宮城県	川崎町	全部過疎		非該当
宮城県	松島町	全部過疎		非該当
宮城県	大郷町	全部過疎		非該当
宮城県	涌谷町	全部過疎		非該当
秋田県	大館市	全部過疎		みなし過疎
山形県	上山市	全部過疎		非該当
福島県	白河市	一部過疎	表郷村、大信村	非該当
福島県	須賀川市	一部過疎	長沼町、岩瀬村	非該当
福島県	喜多方市	全部過疎		みなし過疎
福島県	国見町	全部過疎		非該当
福島県	天栄村	全部過疎		非該当
福島県	会津坂下町	全部過疎		非該当(特定市町村)
茨城県	潮来市	一部過疎	牛堀町	非該当
茨城県	稲敷市	全部過疎		一部過疎
茨城県	かすみがうら市	一部過疎	霞ヶ浦町	非該当
茨城県	桜川市	全部過疎		非該当
茨城県	行方市	全部過疎		一部過疎
茨城県	城里町	一部過疎	桂村	一部過疎
茨城県	河内町	全部過疎		非該当
栃木県	那須烏山市	全部過疎		一部過疎
群馬県	みどり市	一部過疎	大間々町	一部過疎
群馬県	高山村	全部過疎		非該当
埼玉県	秩父市	一部過疎	荒川村	一部過疎

都道府県名	市町村名	過疎区分 (R4.4.1)	一部過疎について新たに過疎地域とみなされる区域(旧市町村)	過疎区分 (R3.4.1)
埼玉県	ときがわ町	全部過疎		非該当
埼玉県	皆野町	全部過疎		非該当
埼玉県	長瀨町	全部過疎		非該当
千葉県	匝瑳市	一部過疎	野栄町	非該当
千葉県	香取市	一部過疎	佐原市、山田町、栗源町	非該当
千葉県	山武市	一部過疎	松尾町	非該当
千葉県	いすみ市	一部過疎	夷隅町	非該当
千葉県	九十九里町	全部過疎		非該当
新潟県	新発田市	一部過疎	加治川村	非該当
新潟県	加茂市	全部過疎		非該当
新潟県	妙高市	全部過疎		一部過疎
新潟県	胎内市	一部過疎	黒川村	非該当
富山県	砺波市	一部過疎	庄川町	非該当
石川県	七尾市	全部過疎		一部過疎
石川県	中能登町	全部過疎		一部過疎
福井県	勝山市	全部過疎		非該当
福井県	あわら市	一部過疎	芦原町	非該当
福井県	永平寺町	一部過疎	上志比村	非該当
福井県	若狭町	一部過疎	三方町	非該当
山梨県	上野原市	全部過疎		一部過疎
山梨県	甲州市	全部過疎		一部過疎
長野県	上田市	一部過疎	武石村	非該当
長野県	塩尻市	一部過疎	檜川村	非該当(特定市町村区域)
長野県	安曇野市	一部過疎	明科町	非該当
長野県	佐久穂町	全部過疎		一部過疎
長野県	立科町	全部過疎		非該当
長野県	飯綱町	全部過疎		一部過疎
岐阜県	中津川市	一部過疎	川上村、加子母村	一部過疎
岐阜県	郡上市	全部過疎		一部過疎
岐阜県	海津市	一部過疎	平田町	非該当
三重県	志摩市	全部過疎		一部過疎
三重県	伊賀市	一部過疎	阿山町、大山田村、青山町	一部過疎
滋賀県	東近江市	一部過疎	永源寺町、愛東町	非該当
滋賀県	甲良町	全部過疎		非該当

都道府県名	市町村名	過疎区分 (R4.4.1)	一部過疎について新たに過疎地 域とみなされる区域(旧市町村)	過疎区分 (R3.4.1)
京都府	綾部市	全部過疎		非該当
京都府	木津川市	一部過疎	加茂町	非該当
大阪府	豊能町	全部過疎		非該当
大阪府	能勢町	全部過疎		非該当
兵庫県	洲本市	全部過疎		一部過疎
兵庫県	丹波篠山市	一部過疎	篠山町	非該当
兵庫県	丹波市	一部過疎	山南町	一部過疎
兵庫県	たつの市	一部過疎	新宮町	非該当
兵庫県	多可町	全部過疎		一部過疎
兵庫県	市川町	全部過疎		非該当
奈良県	高取町	全部過疎		非該当
和歌山県	広川町	全部過疎		非該当
和歌山県	美浜町	全部過疎		非該当
和歌山県	みなべ町	一部過疎	南部川村	非該当
鳥取県	鳥取市	一部過疎	福部村	一部過疎
鳥取県	八頭町	全部過疎		一部過疎
鳥取県	湯梨浜町	一部過疎	東郷町	一部過疎
鳥取県	琴浦町	全部過疎		一部過疎
鳥根県	安来市	全部過疎		みなし過疎
岡山県	津山市	一部過疎	勝北町	一部過疎
岡山県	和気町	全部過疎		一部過疎
広島県	呉市	一部過疎	安浦町	一部過疎
広島県	廿日市市	一部過疎	佐伯町	一部過疎
山口県	下関市	一部過疎	豊浦町	一部過疎
山口県	岩国市	一部過疎	周東町	一部過疎
山口県	柳井市	一部過疎	柳井市	一部過疎
徳島県	吉野川市	一部過疎	山川町	一部過疎
徳島県	阿波市	一部過疎	市場町	非該当
高知県	宿毛市	全部過疎		非該当
高知県	香南市	一部過疎	吉川村	一部過疎
高知県	いの町	全部過疎		一部過疎
福岡県	柳川市	一部過疎	柳川市	一部過疎
福岡県	糸田町	全部過疎		非該当
福岡県	みやこ町	全部過疎		みなし過疎
長崎県	長崎市	一部過疎	三和町	一部過疎

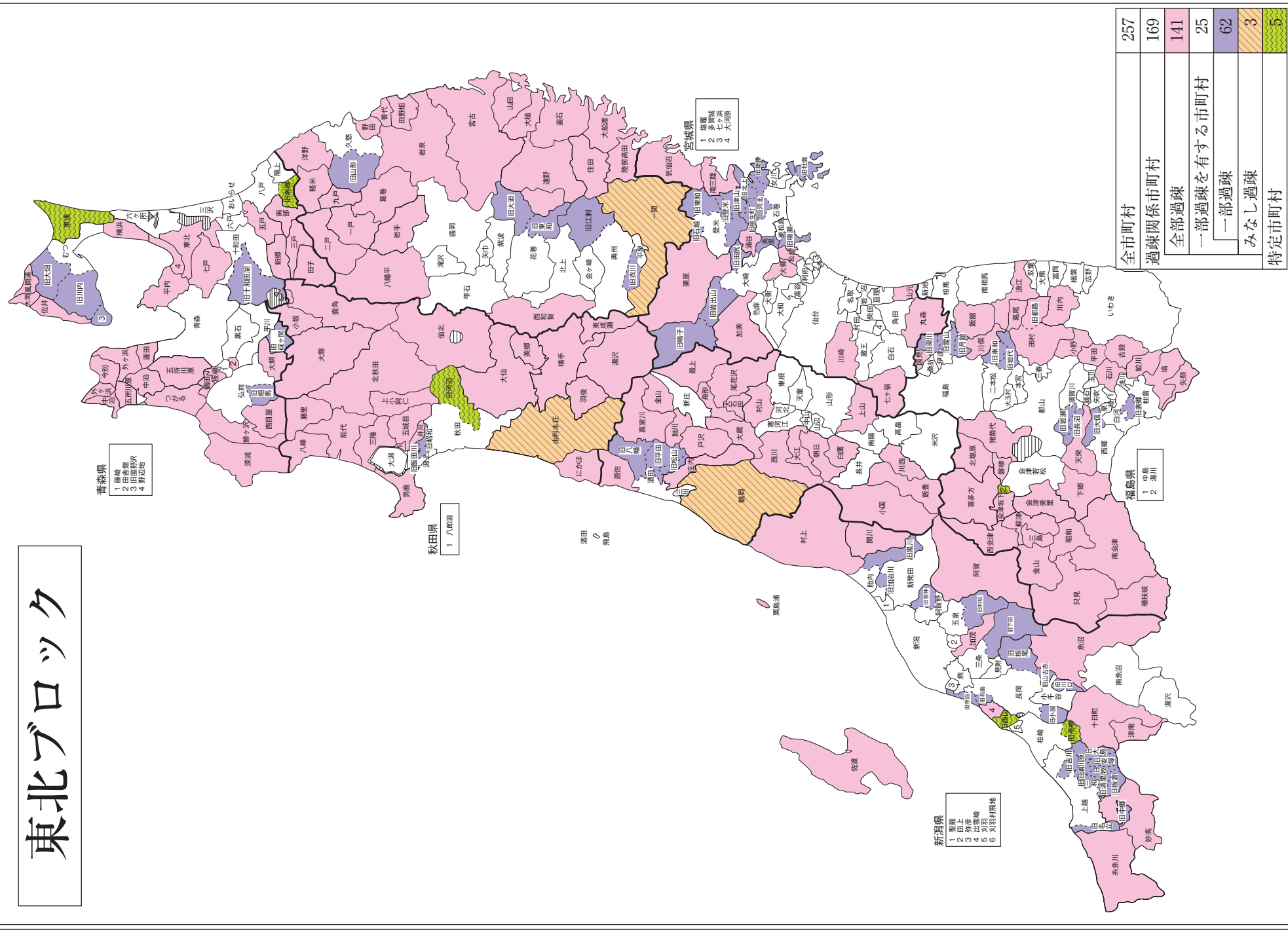
都道府県名	市町村名	過疎区分 (R4.4.1)	一部過疎について新たに過疎地 域とみなされる区域(旧市町村)	過疎区分 (R3.4.1)
長崎県	島原市	全部過疎		みなし過疎
長崎県	東彼杵町	全部過疎		非該当
熊本県	八代市	一部過疎	鏡町	一部過疎
熊本県	人吉市	全部過疎		非該当
熊本県	玉名市	一部過疎	天水町	非該当
熊本県	菊池市	一部過疎	旭志村	非該当
熊本県	阿蘇市	全部過疎		一部過疎
熊本県	南阿蘇村	全部過疎		みなし過疎
熊本県	氷川町	一部過疎	竜北町	非該当
宮崎県	都城市	一部過疎	山之口町、山田町	一部過疎
鹿児島県	出水市	一部過疎	野田町	非該当
沖縄県	南城市	一部過疎	知念村	非該当

日本全図

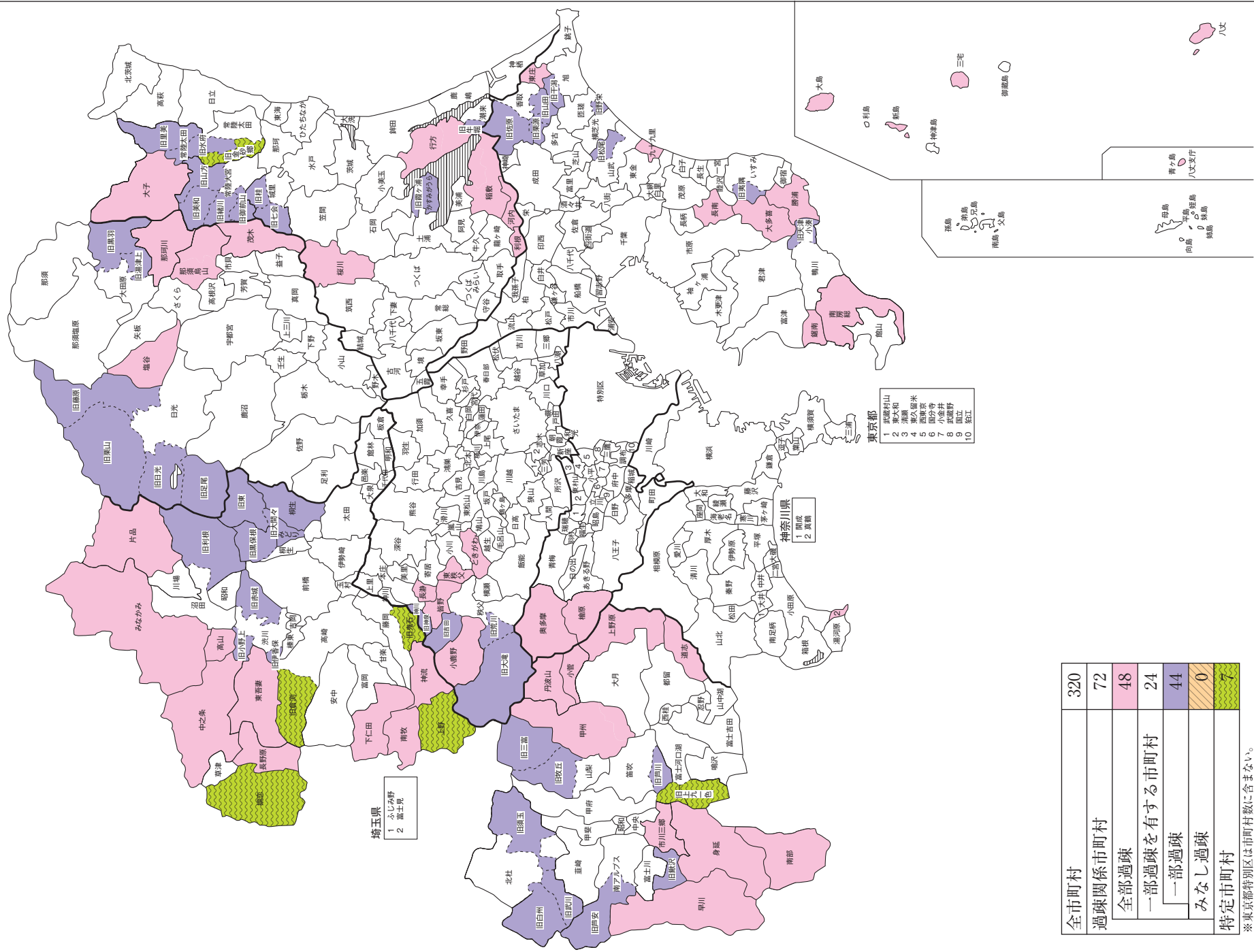


※東京都特別区は市町村数に含まない。

東北ブロック



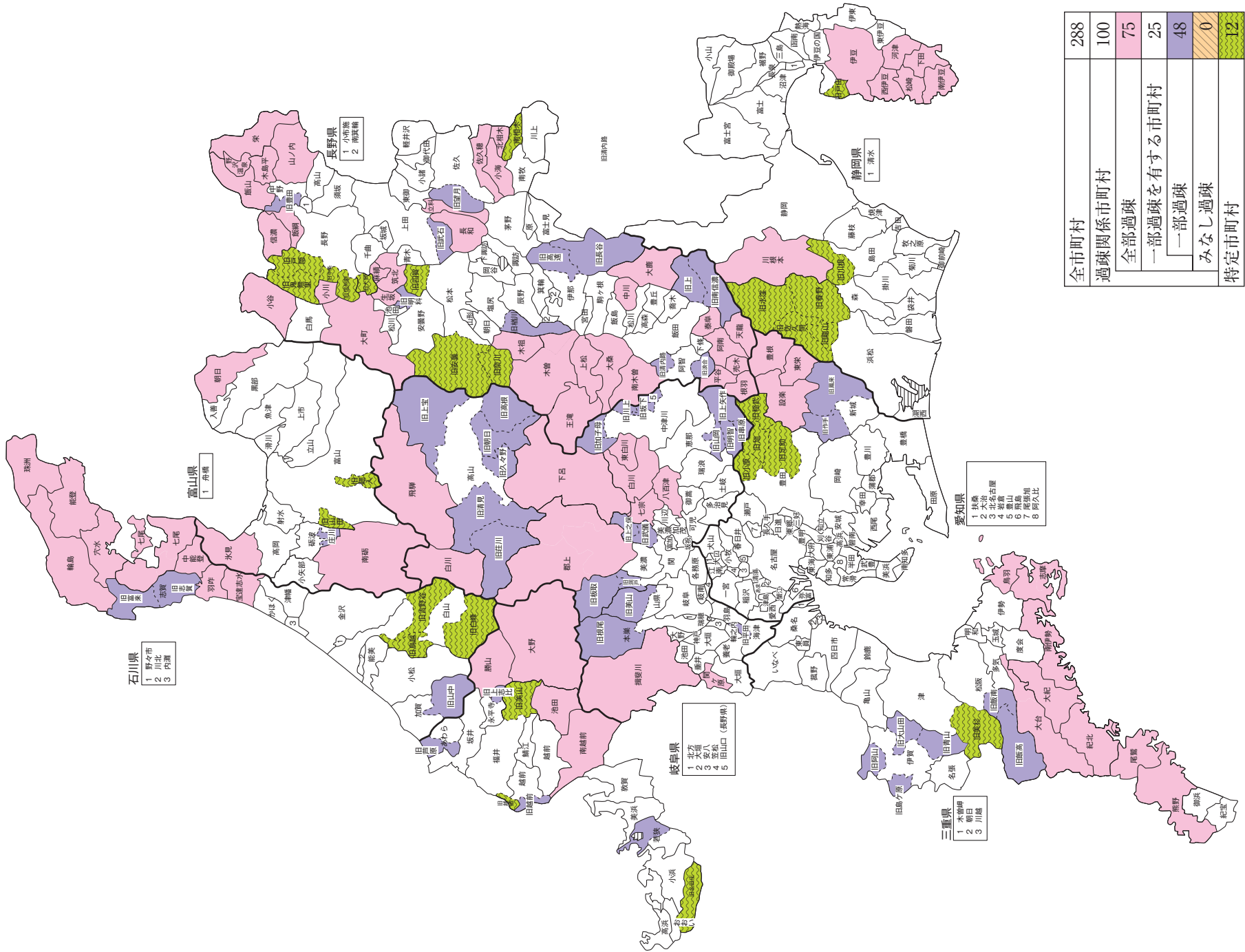
関東ブロック



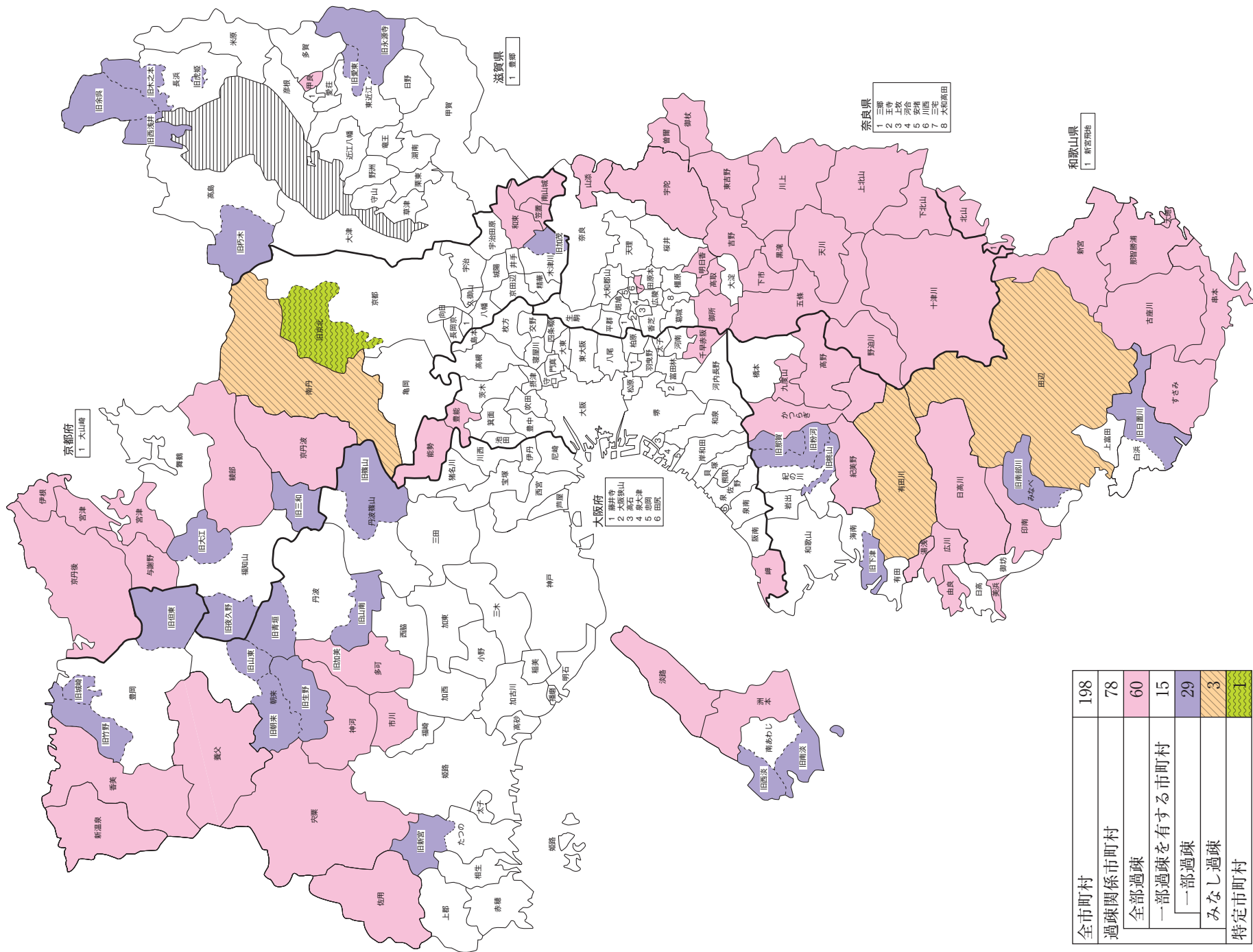
全市町村	320
過疎関係市町村	72
全部過疎	48
一部過疎を有する市町村	24
一部過疎	44
みなし過疎	0
特定市町村	7

※東京都特別区は市町村数に含まない。

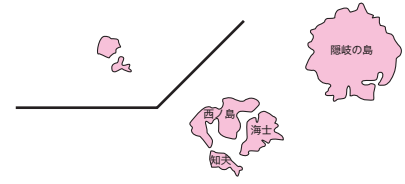
東海・北陸ブロック



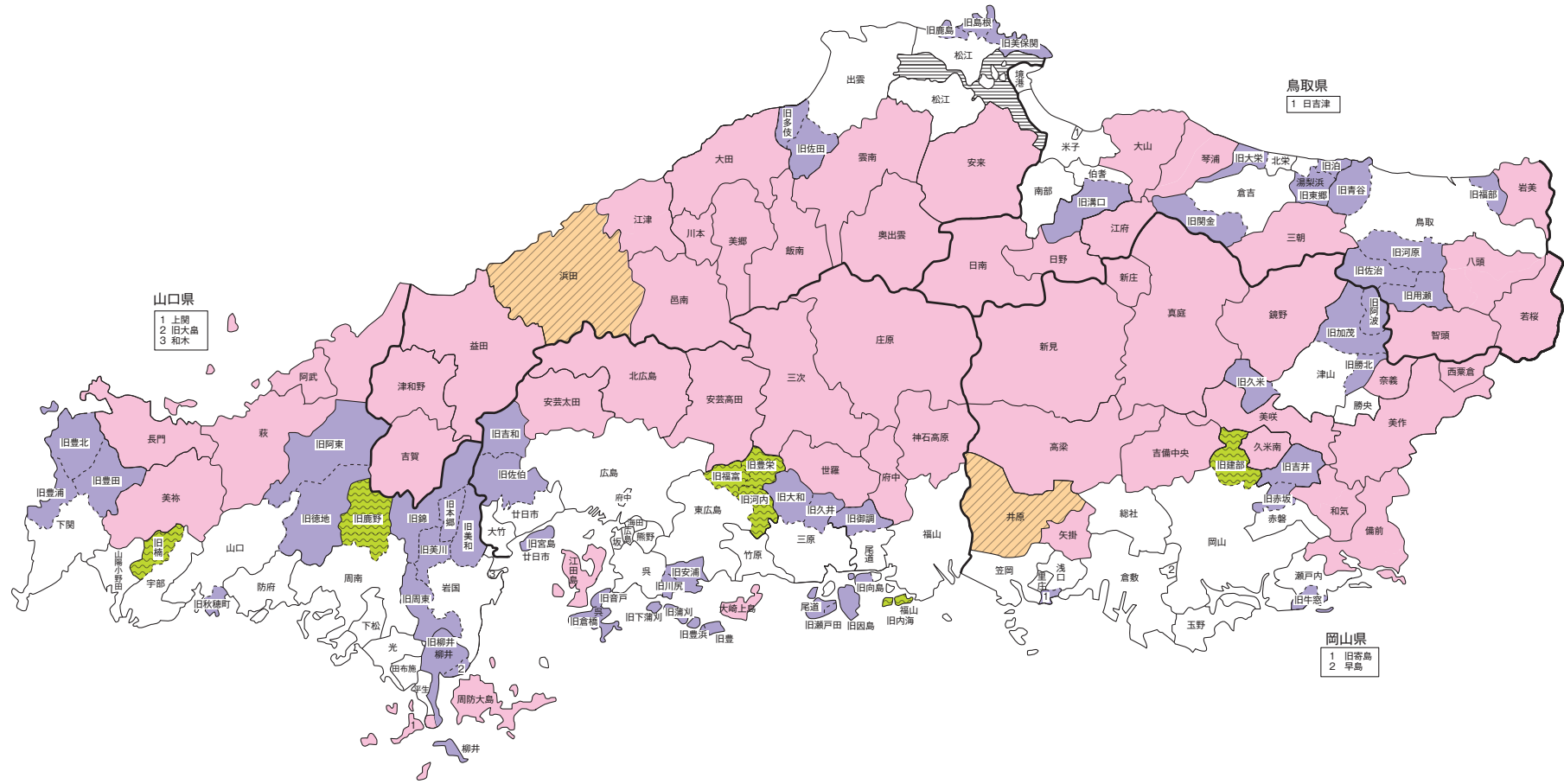
近畿ブロック



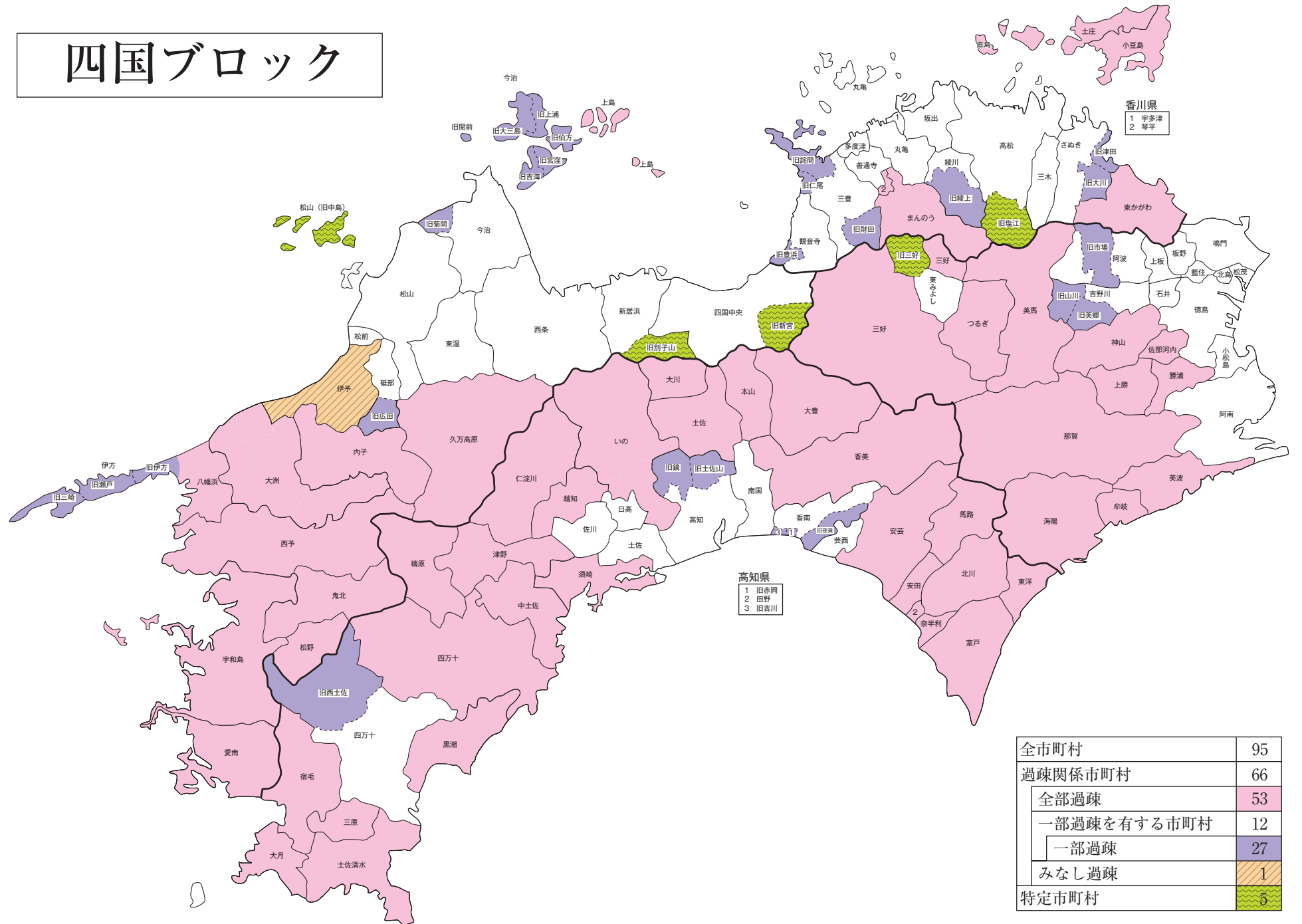
中国ブロック



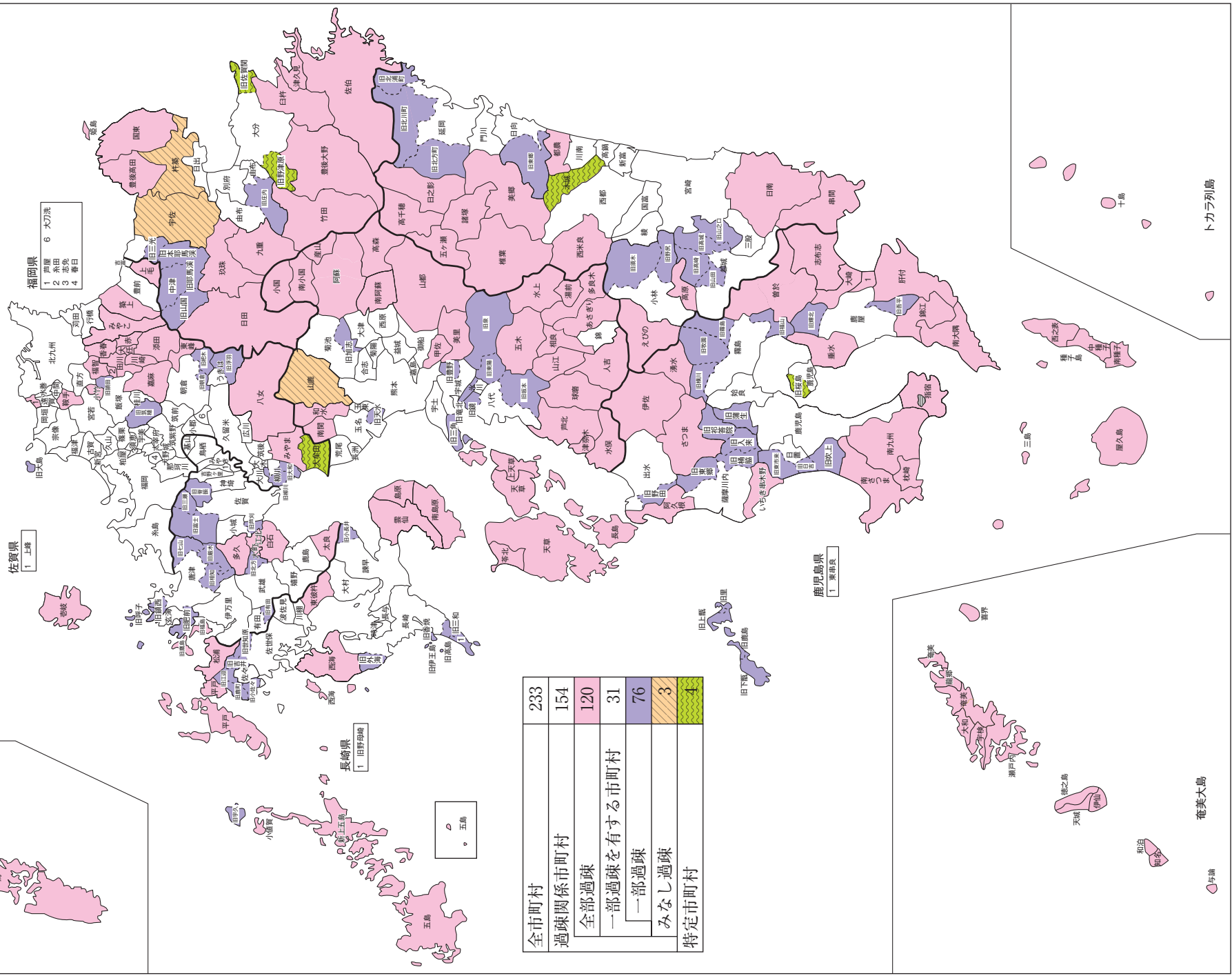
全市町村	107
過疎関係市町村	77
全部過疎	56
一部過疎を有する市町村	19
一部過疎	53
みなし過疎	2
特定市町村	5



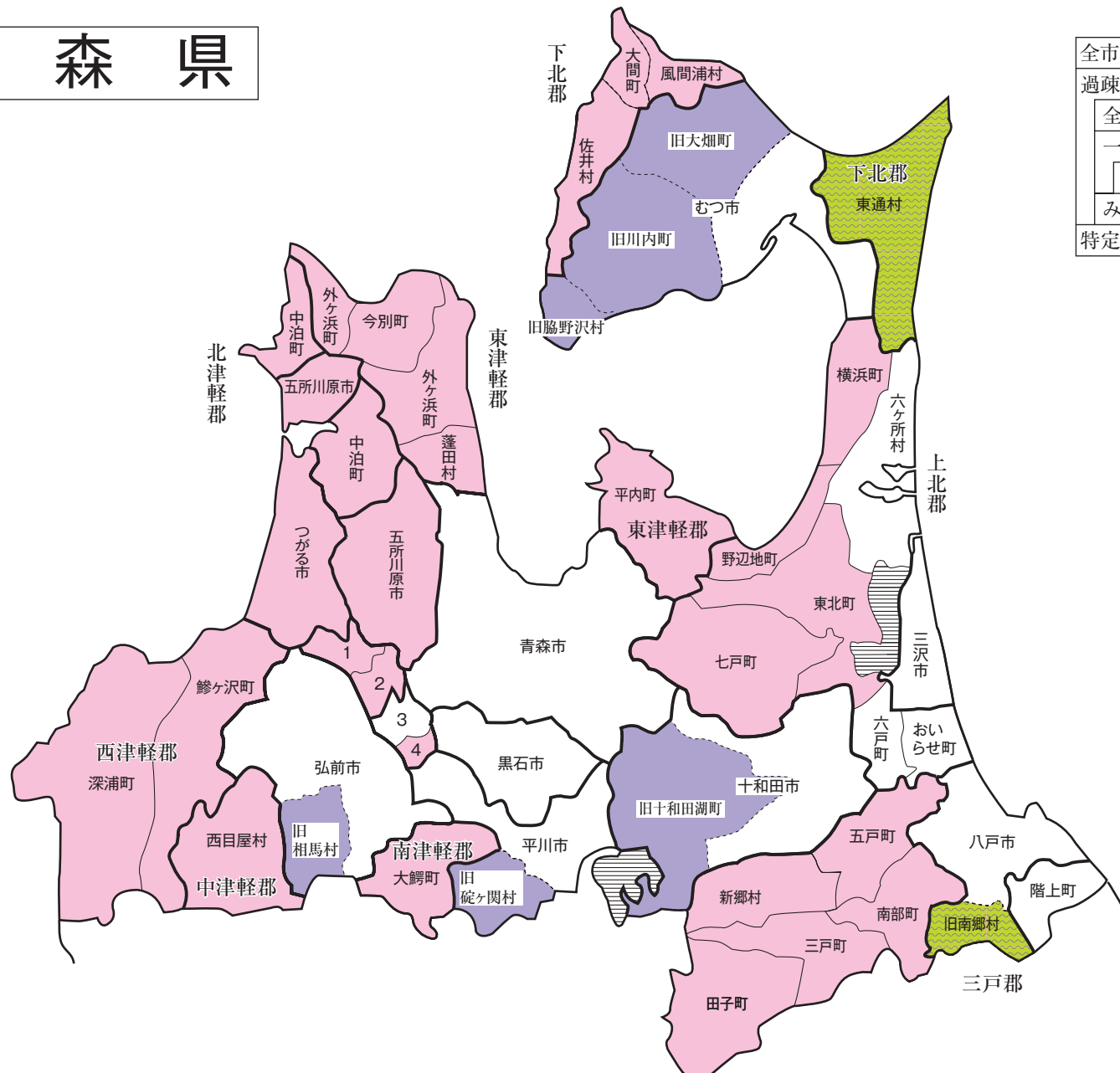
四国ブロック



九州ブロック



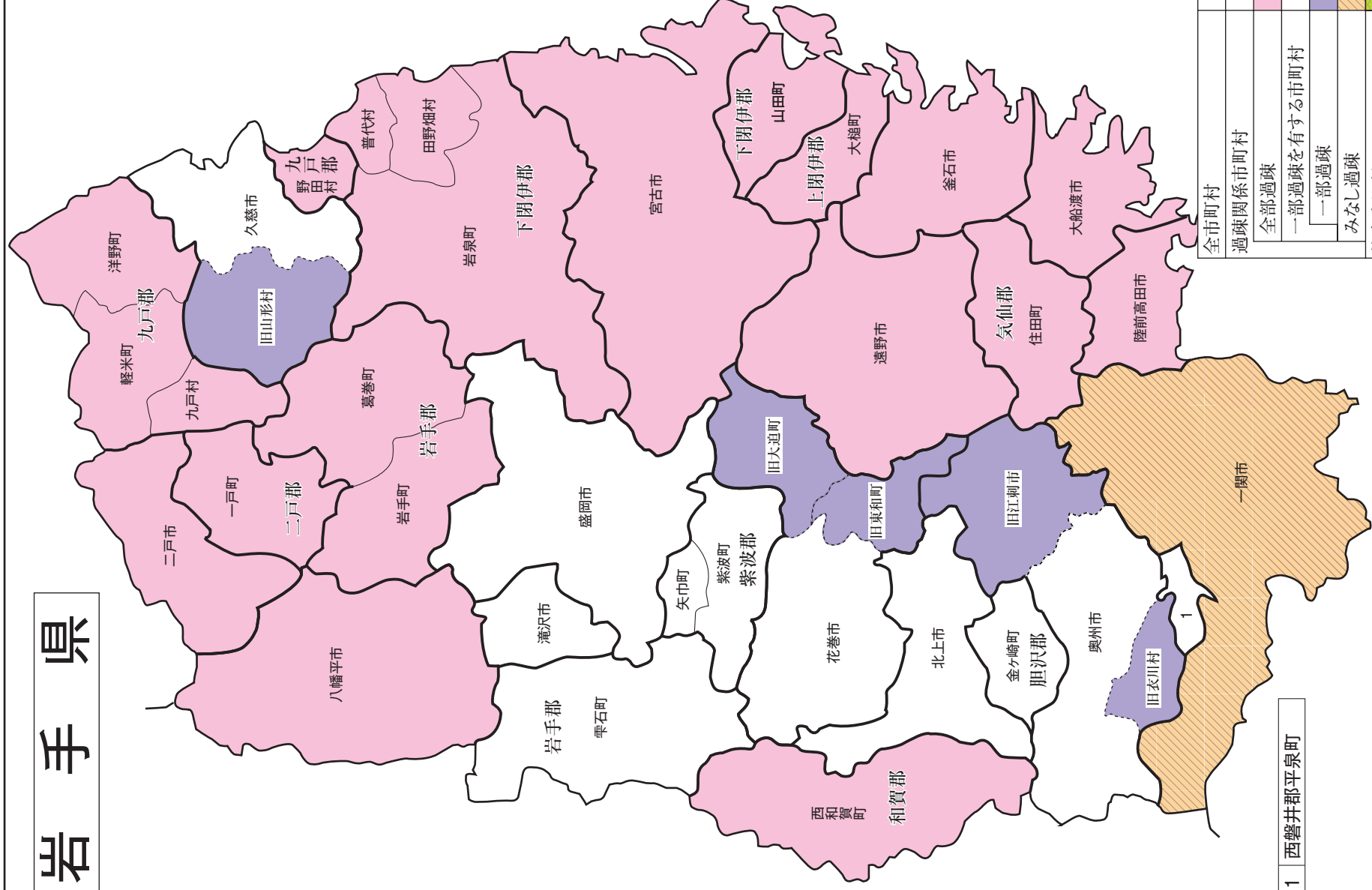
青森県



全市町村	40
過疎関係市町村	30
全部過疎	26
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	6
みなし過疎	0
特定市町村	2

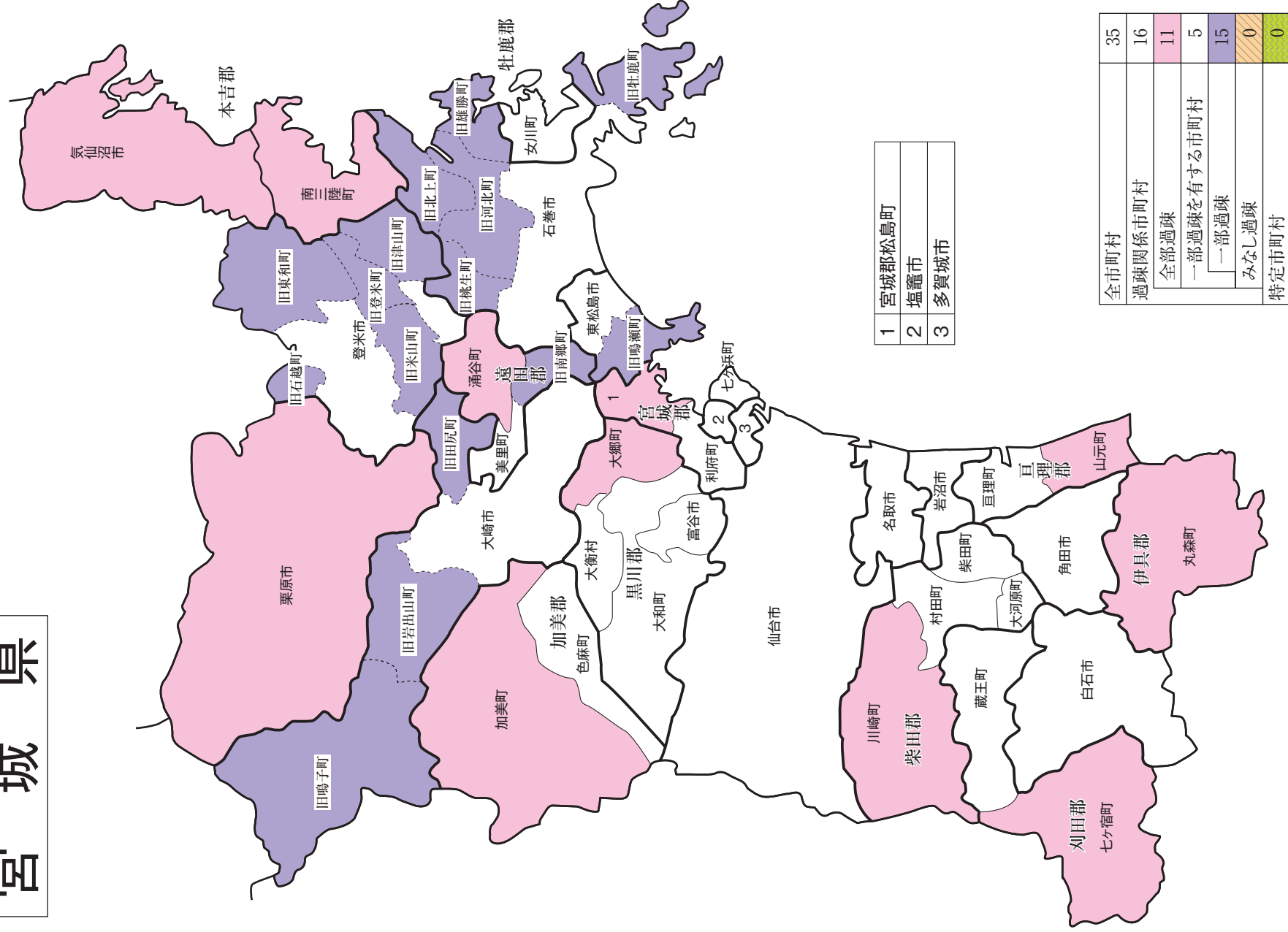
1	北津軽郡鶴田町
2	北津軽郡板柳町
3	南津軽郡藤崎町
4	南津軽郡田舎館村

岩手県



1 西磐井郡平泉町

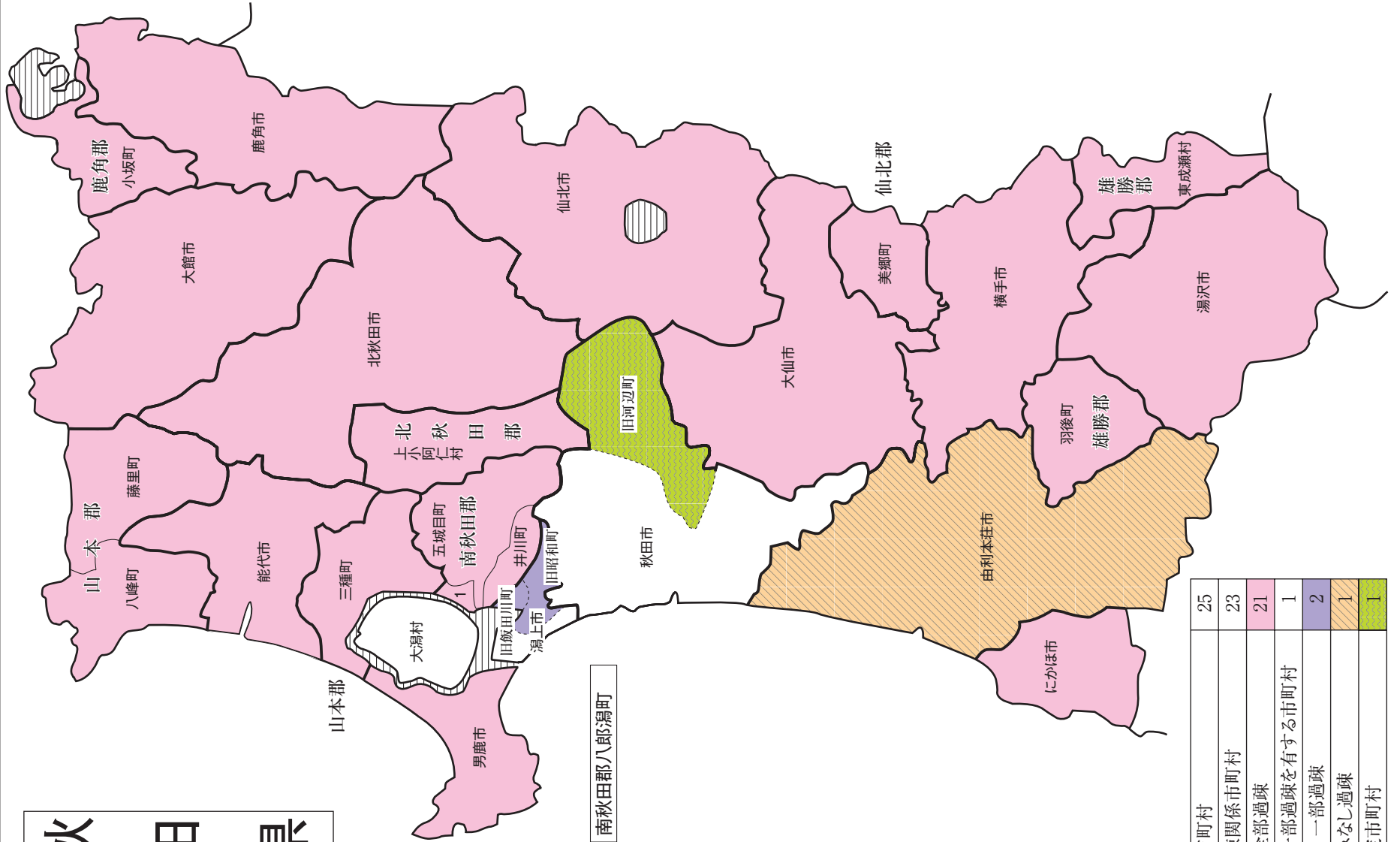
宮城 県



1	宮城郡松島町
2	塩竈市
3	多賀城市

全市町村	35
過疎関係市町村	16
全部過疎	11
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	15
みなし過疎	0
特定市町村	0

秋 田 県

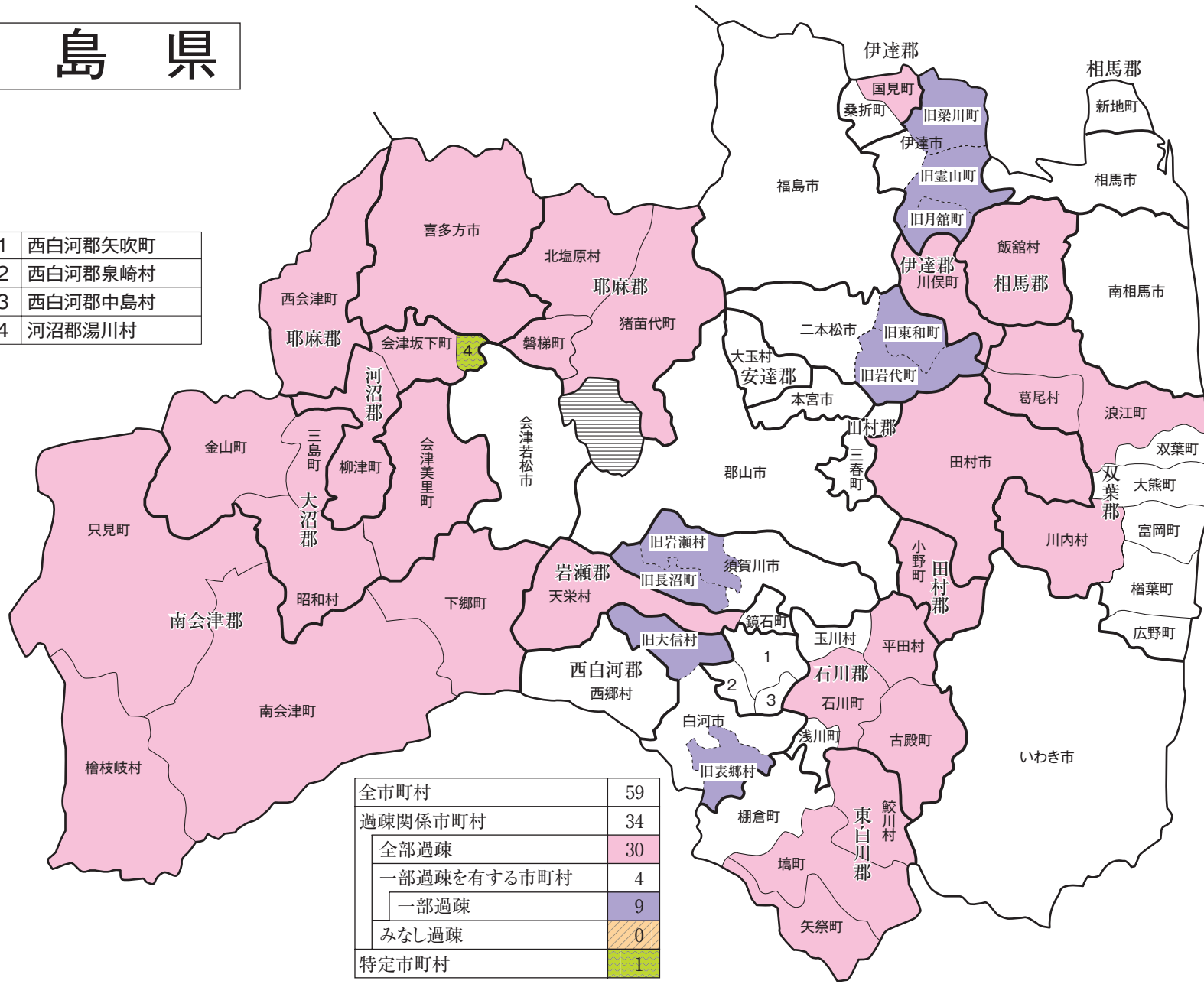


1 南秋田郡八郎潟町

全市町村	25
過疎関係市町村	23
全部過疎	21
一部過疎を有する市町村	1
一部過疎	2
みなし過疎	1
特定市町村	1

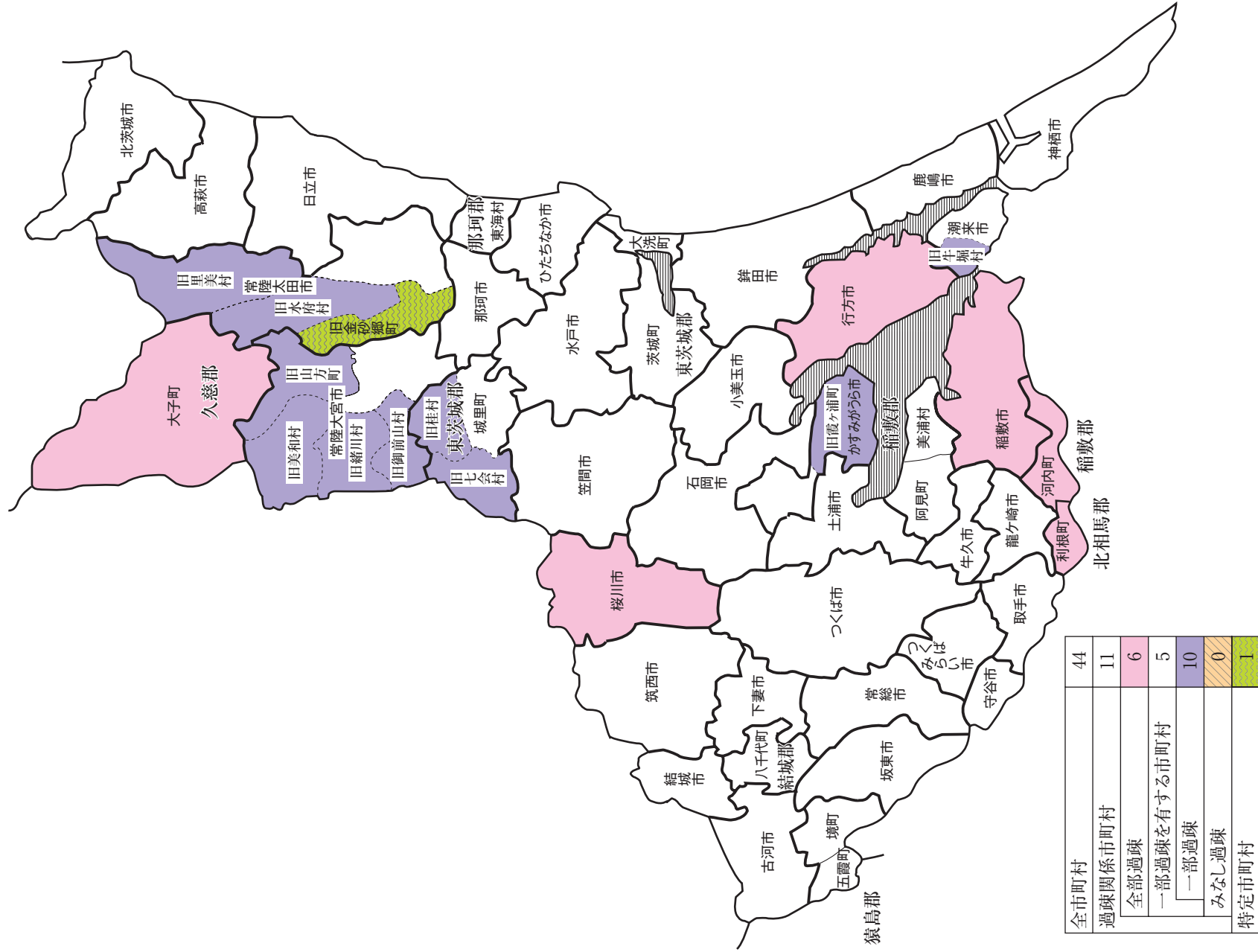
福島県

1	西白河郡矢吹町
2	西白河郡泉崎村
3	西白河郡中島村
4	河沼郡湯川村

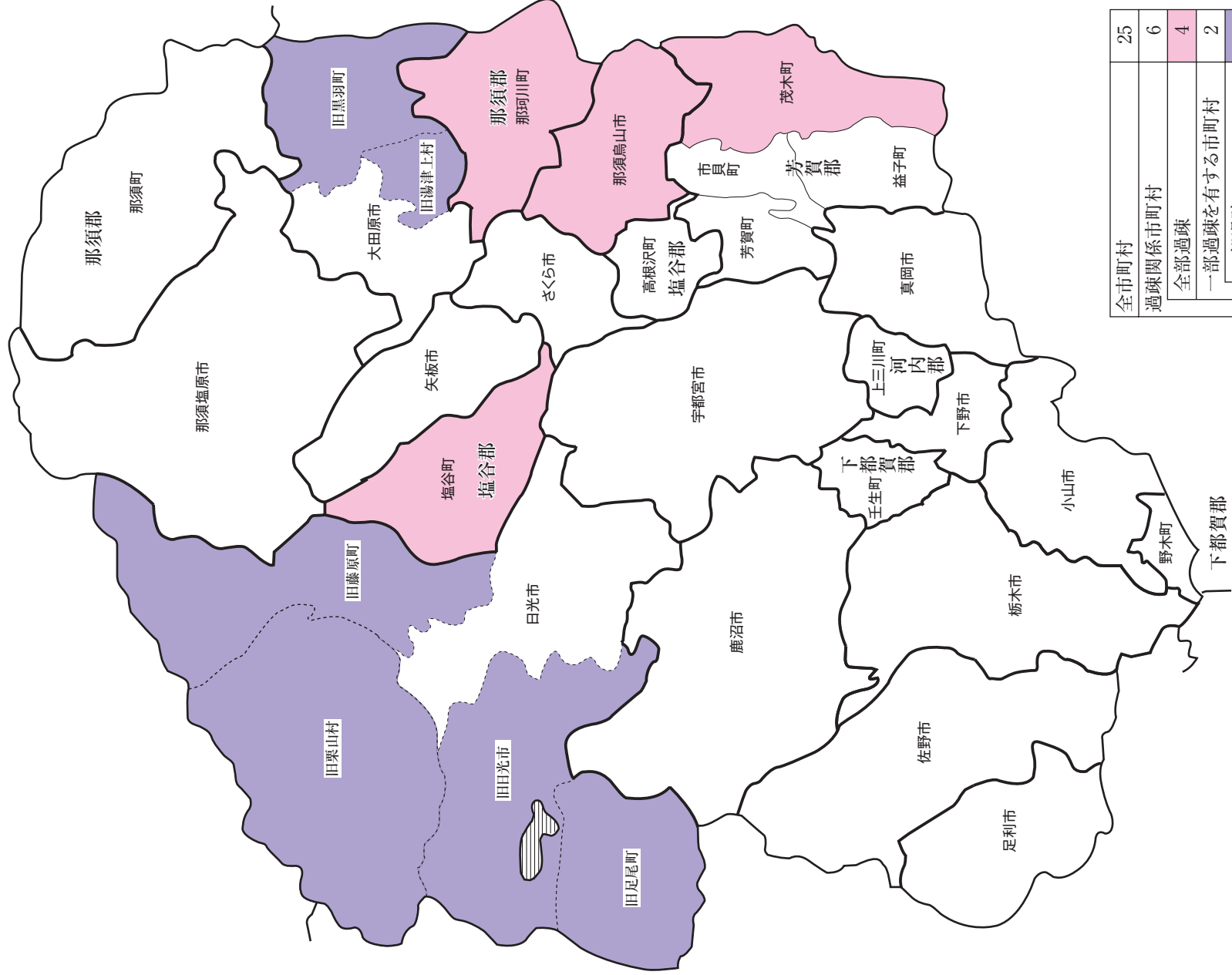


全市町村	59
過疎関係市町村	34
全部過疎	30
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	9
みなし過疎	0
特定市町村	1

茨城県

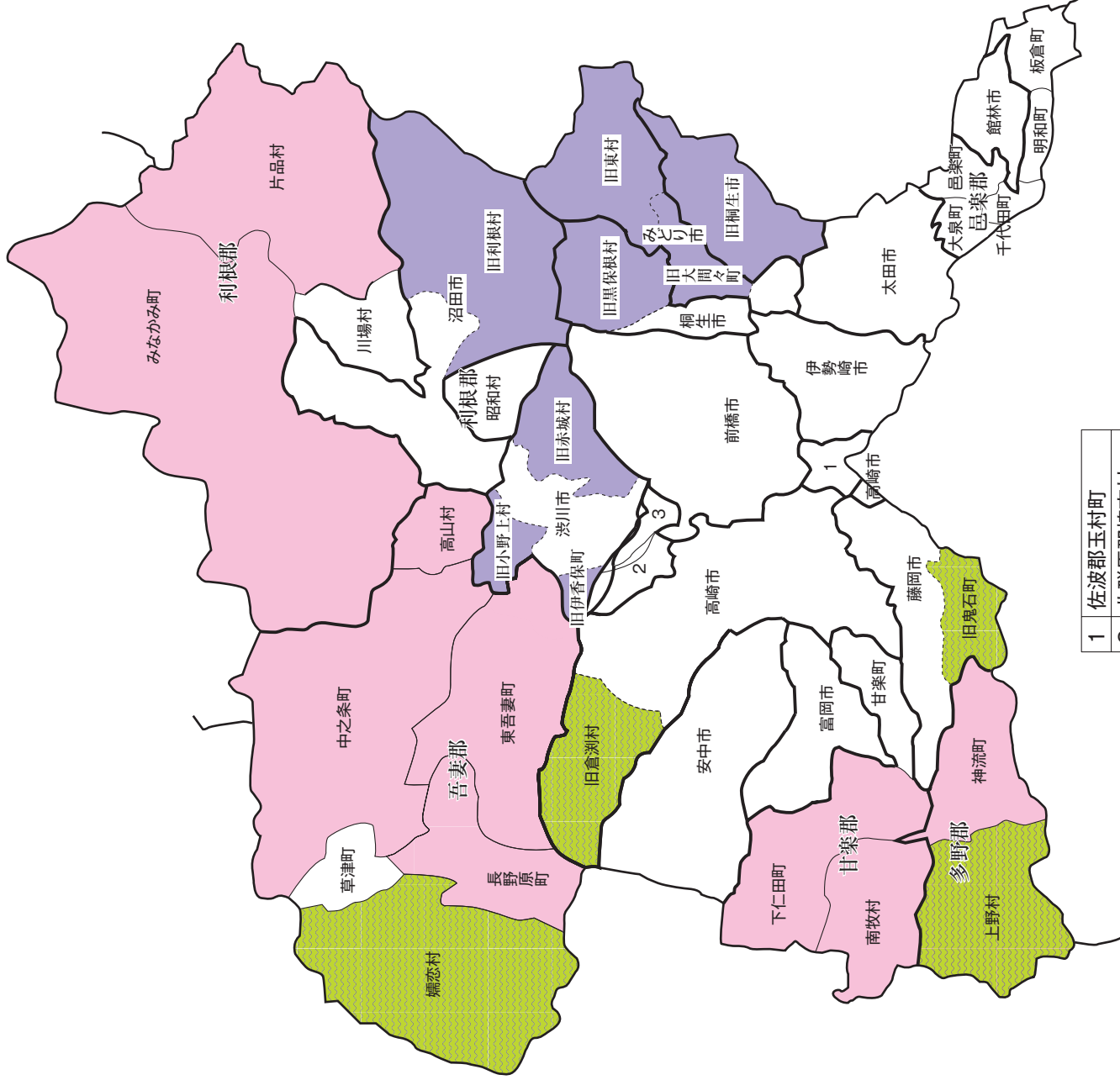


栃木県



全市町村	25
過疎関係市町村	6
全部過疎	4
一部過疎を有する市町村	2
一部過疎	6
みなし過疎	0
特定市町村	0

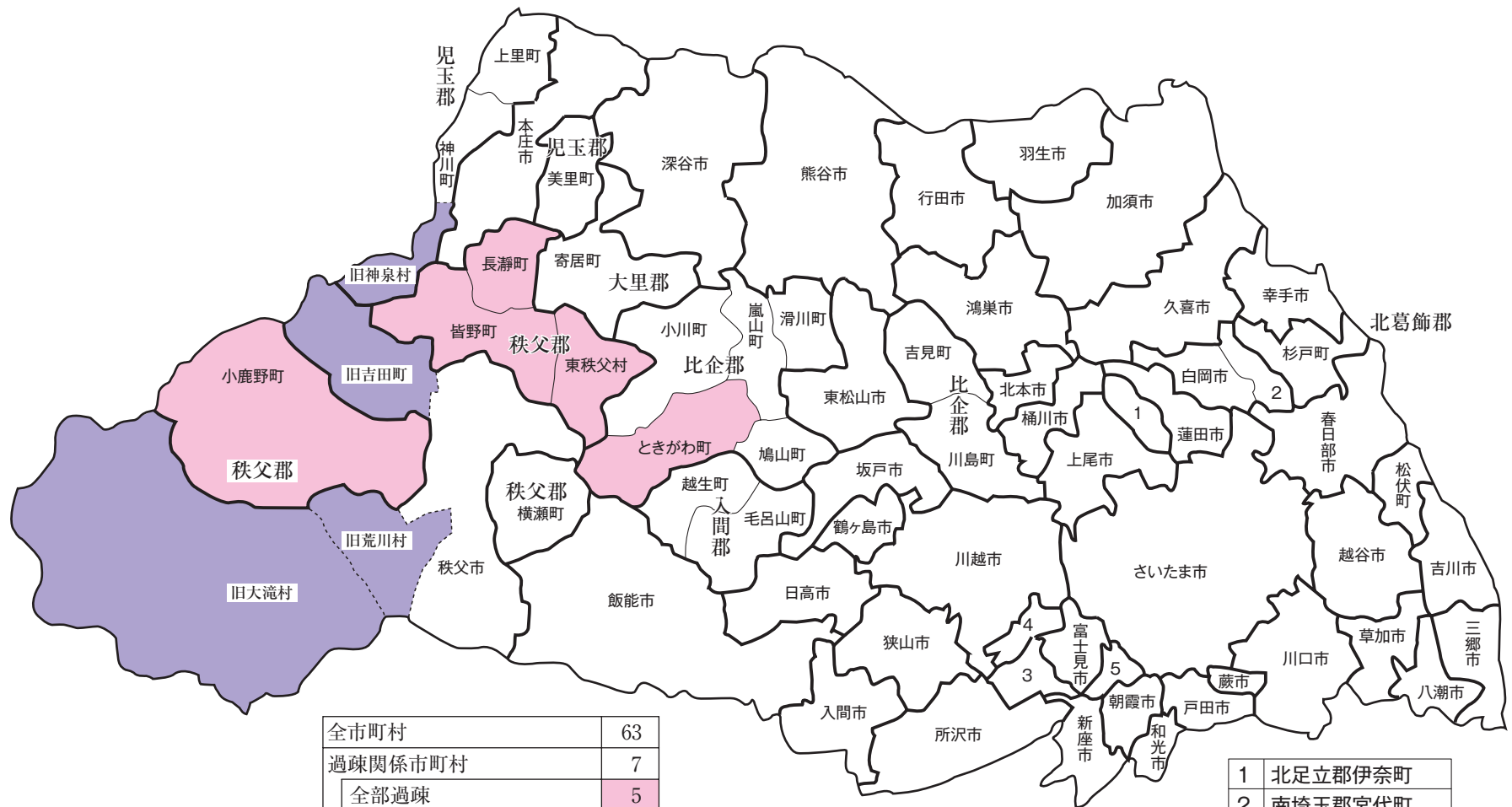
群馬県



1	佐波郡玉村町
2	北群馬郡榛東村
3	北群馬郡吉岡町

全市町村	35
過疎関係市町村	13
全部過疎	9
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	8
みなし過疎	0
特定市町村	4

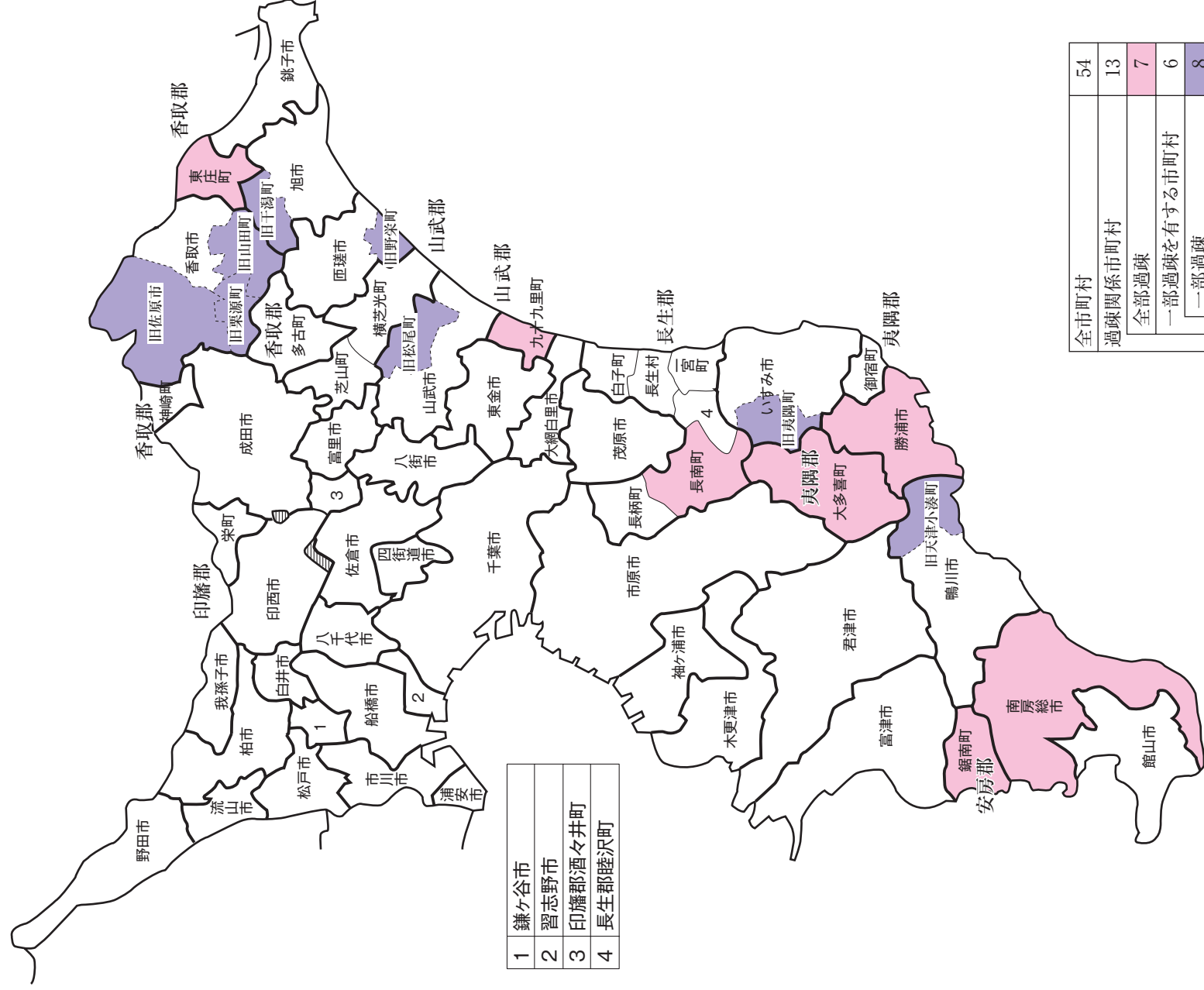
埼玉県



全市町村	63
過疎関係市町村	7
全部過疎	5
一部過疎を有する市町村	2
一部過疎	4
みなし過疎	0
特定市町村	0

1	北足立郡伊奈町
2	南埼玉郡宮代町
3	入間郡三芳町
4	ふじみ野市
5	志木市

千葉県



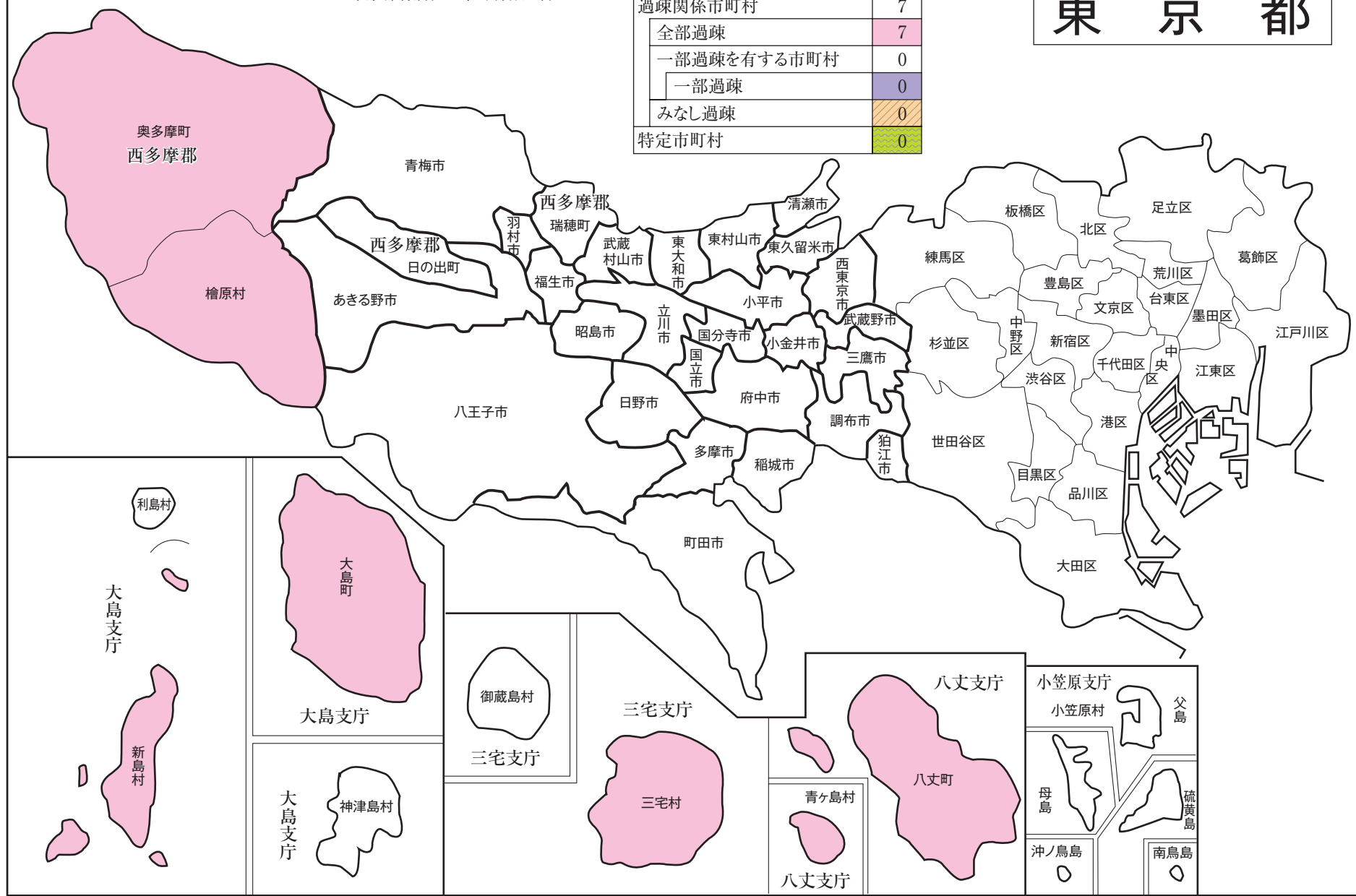
1	鎌ヶ谷市
2	習志野市
3	印旛郡酒々井町
4	長生郡睦沢町

全市町村	54
過疎関係市町村	13
全部過疎	7
一部過疎を有する市町村	6
一部過疎	8
みなし過疎	0
特定市町村	0

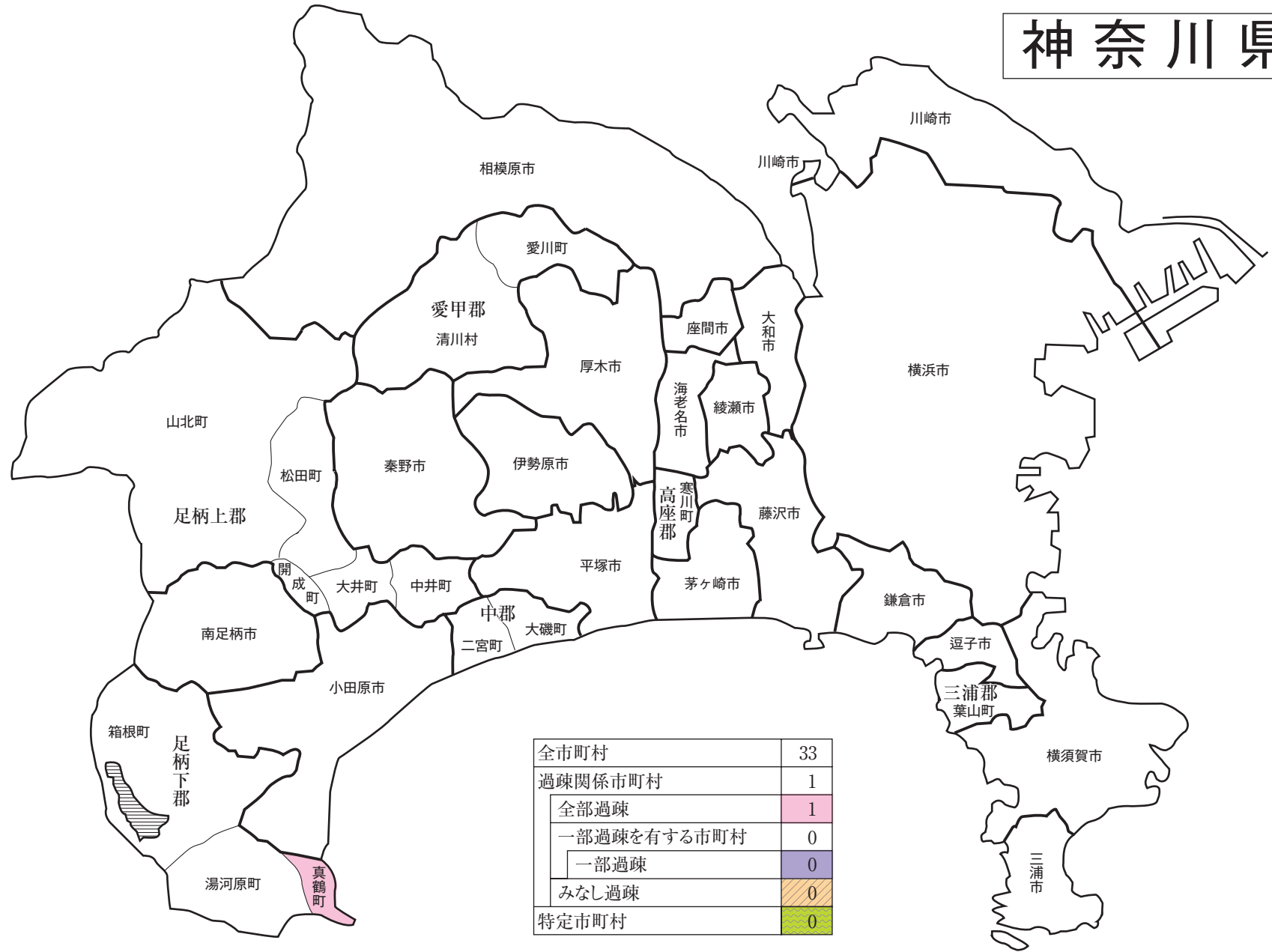
東京都

※東京都特別区は市町村数に含まない。

全市町村	39
過疎関係市町村	7
全部過疎	7
一部過疎を有する市町村	0
一部過疎	0
みなし過疎	0
特定市町村	0



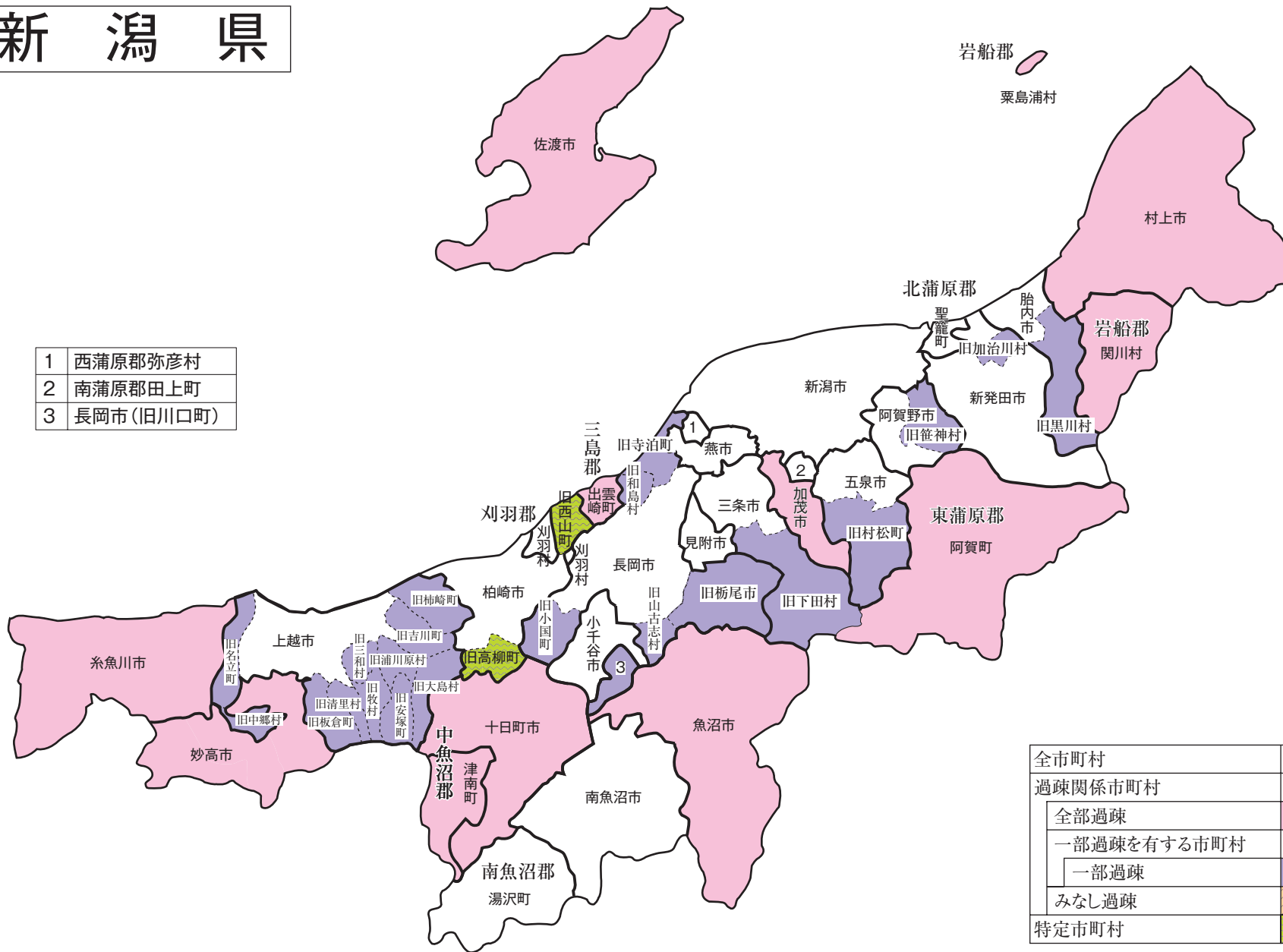
神奈川県



全市町村	33
過疎関係市町村	1
全部過疎	1
一部過疎を有する市町村	0
一部過疎	0
みなし過疎	0
特定市町村	0

新潟県

1	西蒲原郡弥彦村
2	南蒲原郡田上町
3	長岡市(旧川口町)

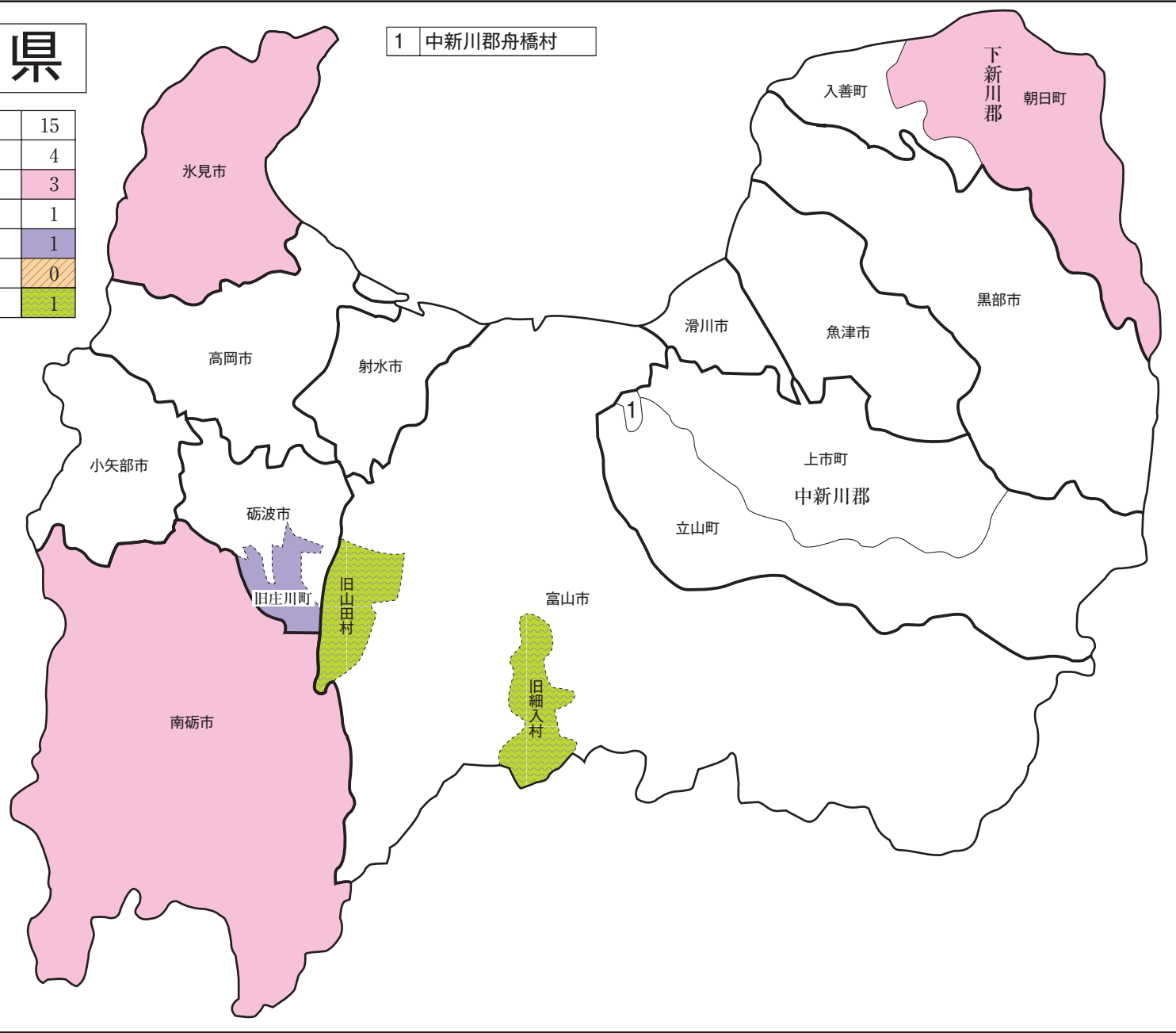


全市町村	30
過疎関係市町村	19
全部過疎	12
一部過疎を有する市町村	7
一部過疎	22
みなし過疎	0
特定市町村	1

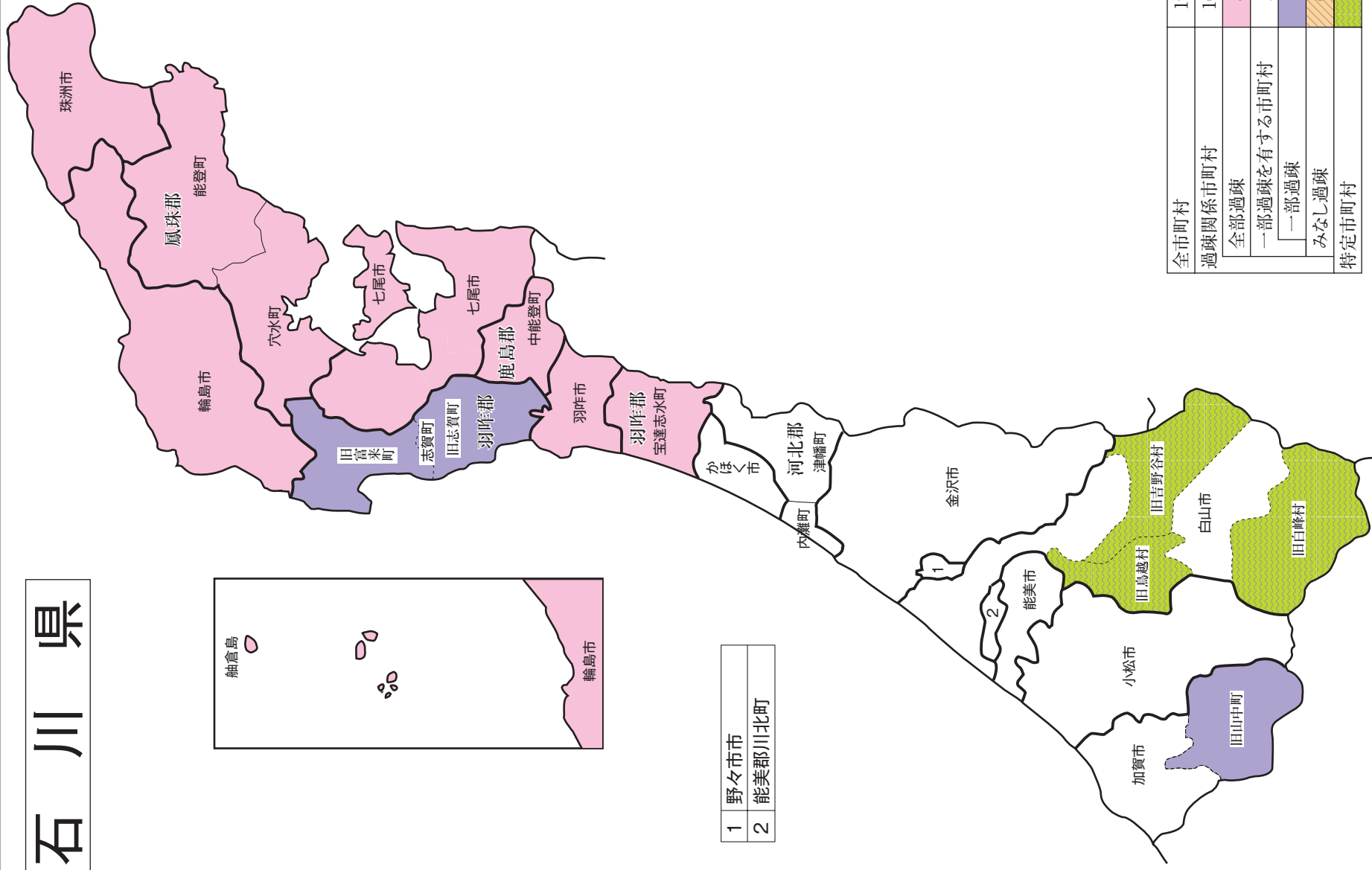
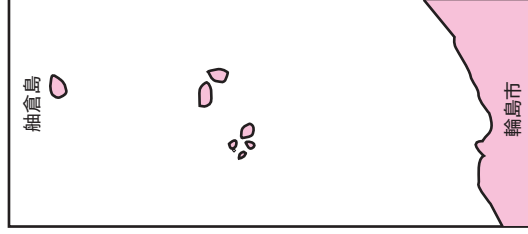
富 山 県

1 中新川郡舟橋村

全市町村	15
過疎関係市町村	4
全部過疎	3
一部過疎を有する市町村	1
一部過疎	1
みなし過疎	0
特定市町村	1



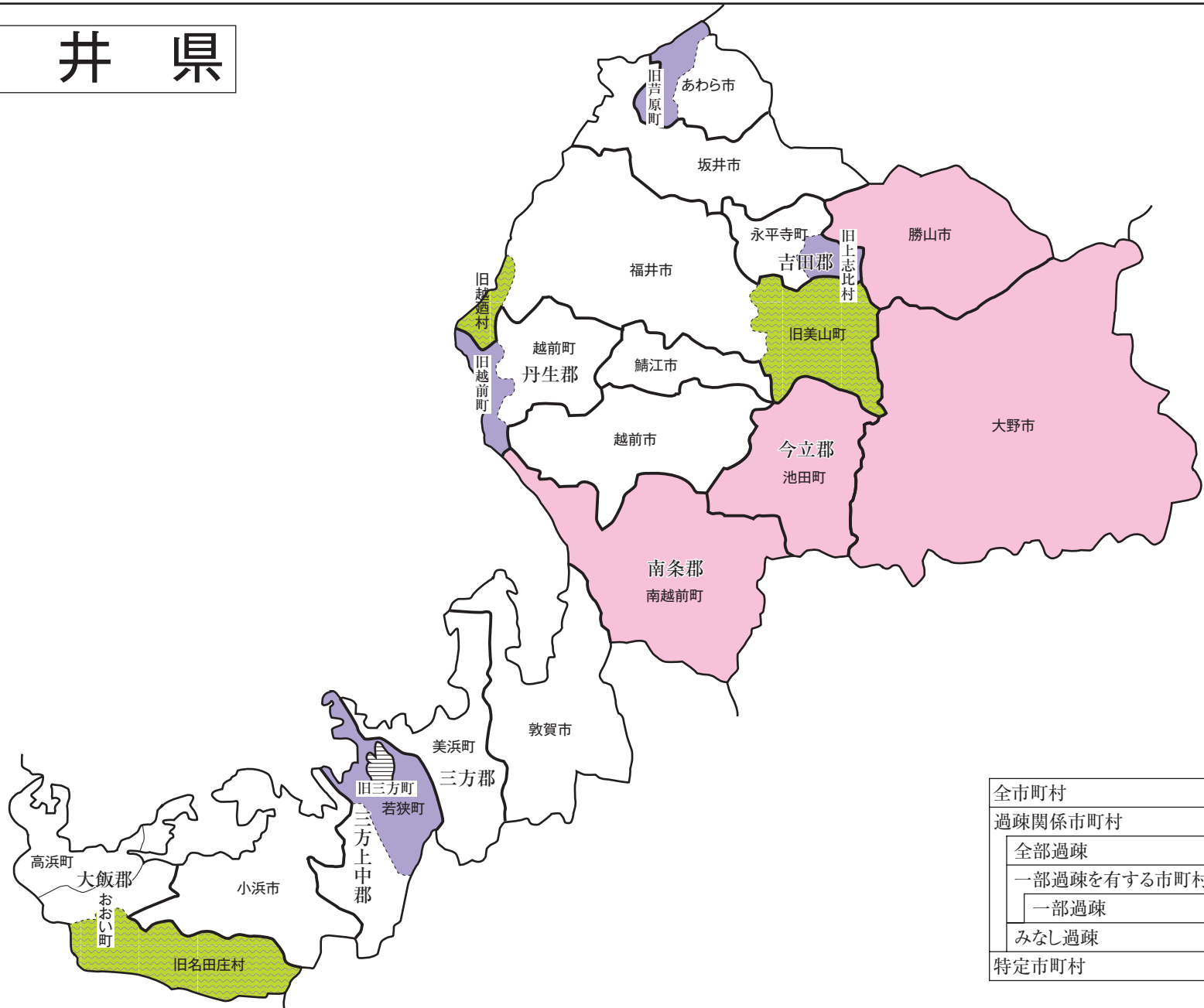
石川 県



1	野々市市
2	能美郡川北町

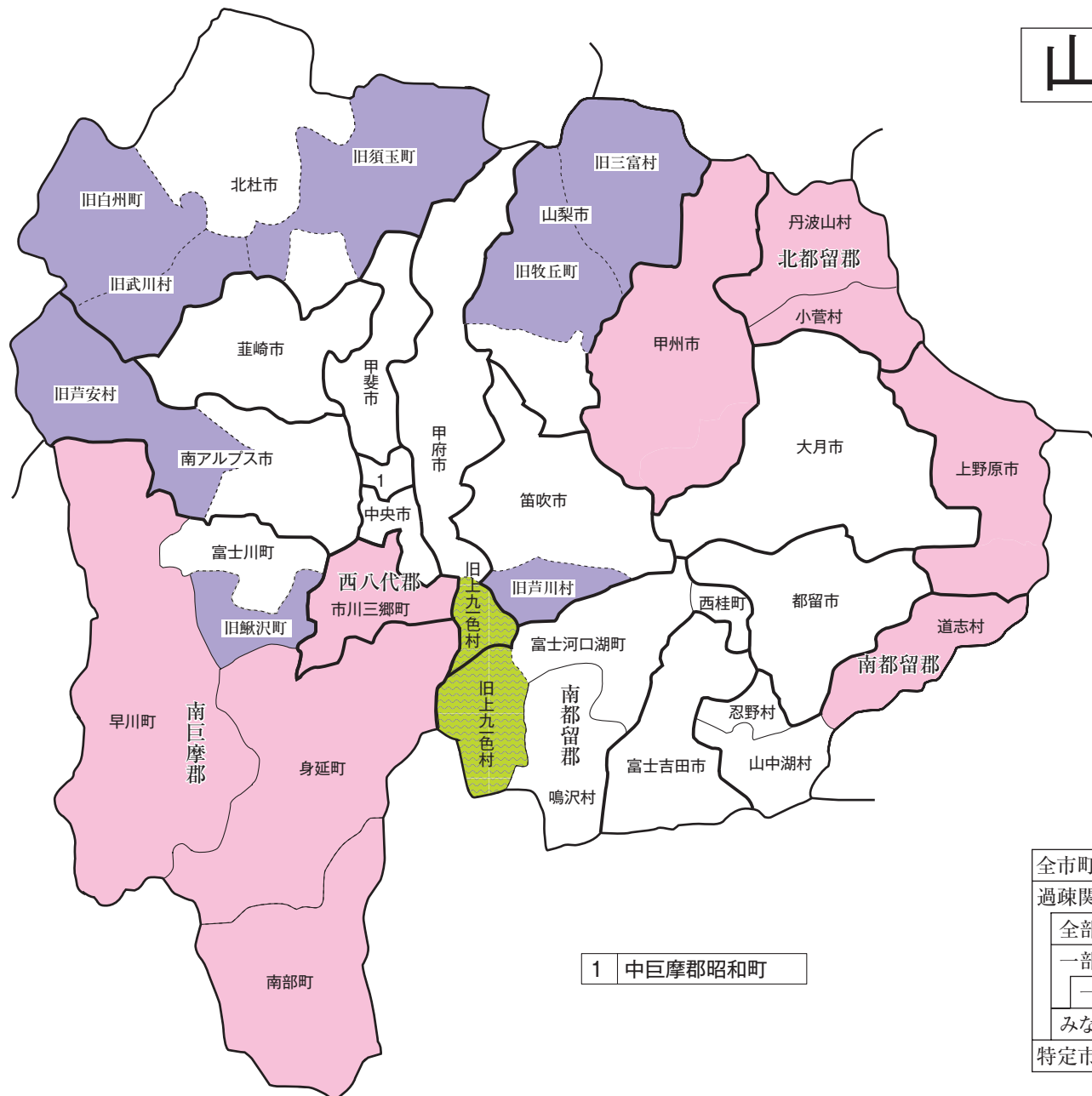
全市町村	19
過疎関係市町村	10
全部過疎	8
一部過疎を有する市町村	2
一部過疎	3
みなし過疎	0
特定市町村	1

福 井 県



全市町村	17
過疎関係市町村	8
全部過疎	4
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	4
みなし過疎	0
特定市町村	2

山梨県



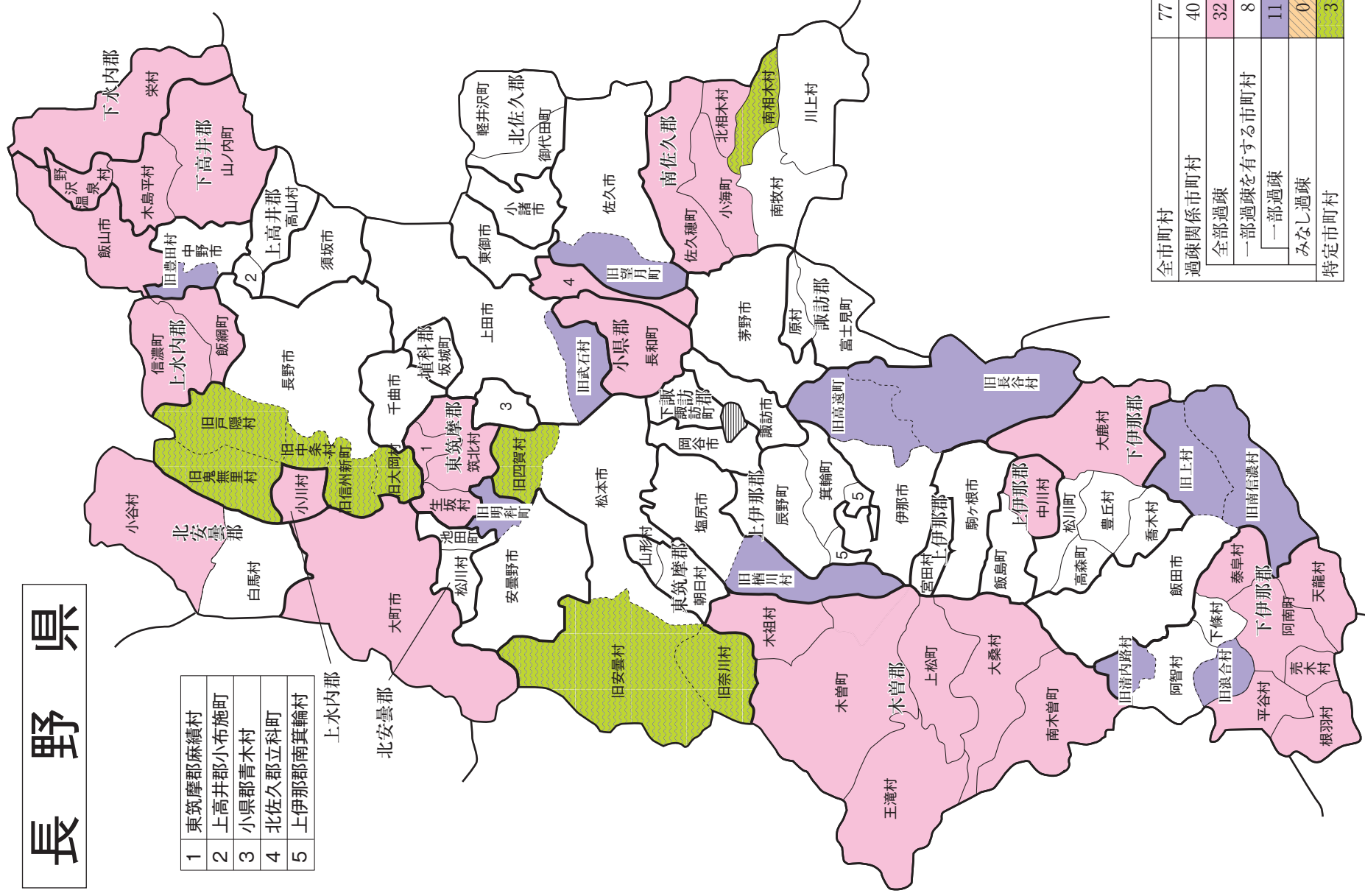
全市町村	27
過疎関係市町村	14
全部過疎	9
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	8
みなし過疎	0
特定市町村	2

長野県

1	東筑摩郡麻績村
2	上高井郡小布施町
3	小県郡青木村
4	北佐久郡立科町
5	上伊那郡南箕輪村

上水内郡

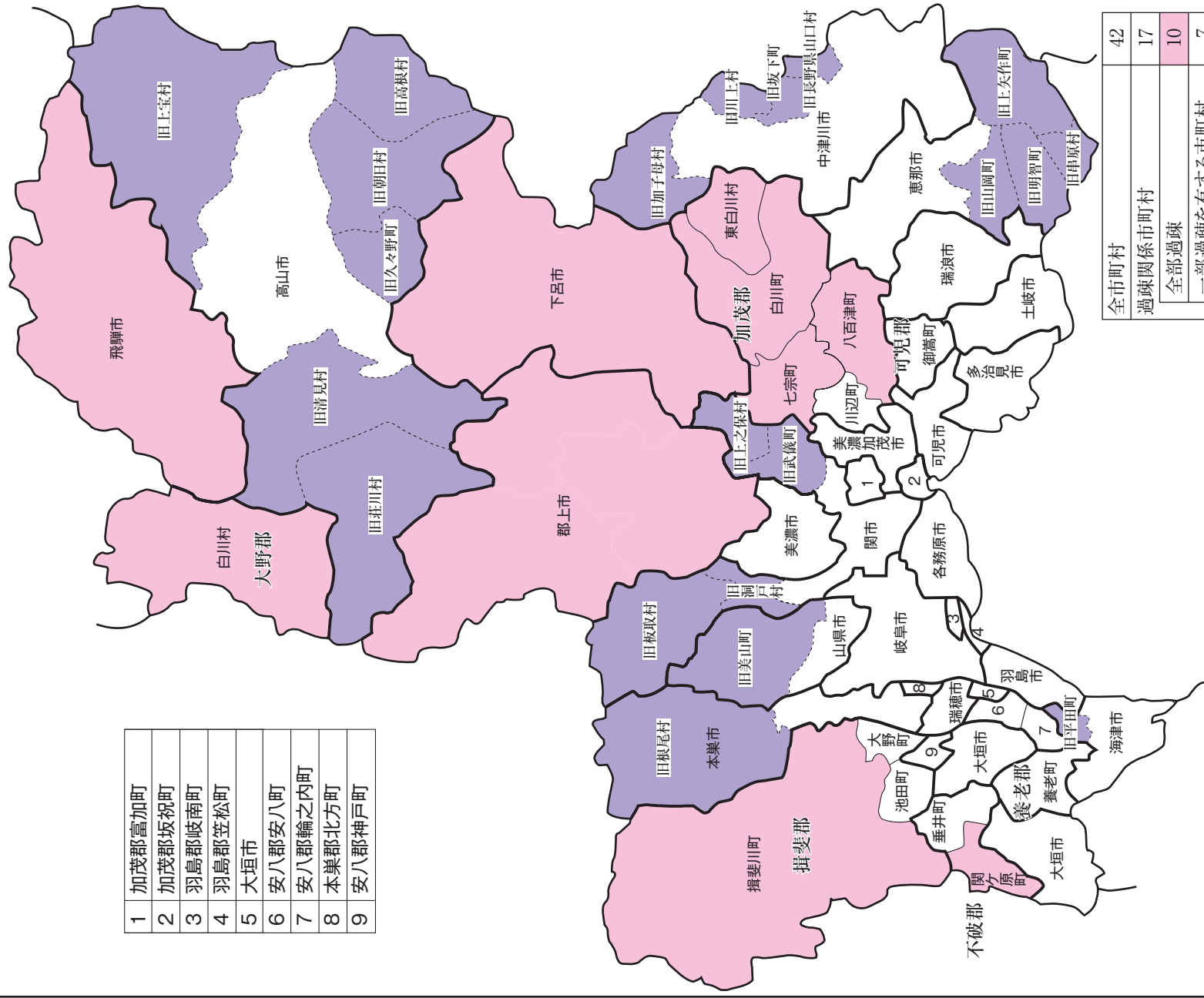
北安曇郡



全市町村	77
過疎関係市町村	40
全部過疎	32
一部過疎を有する市町村	8
一部過疎	11
みなし過疎	0
特定市町村	3

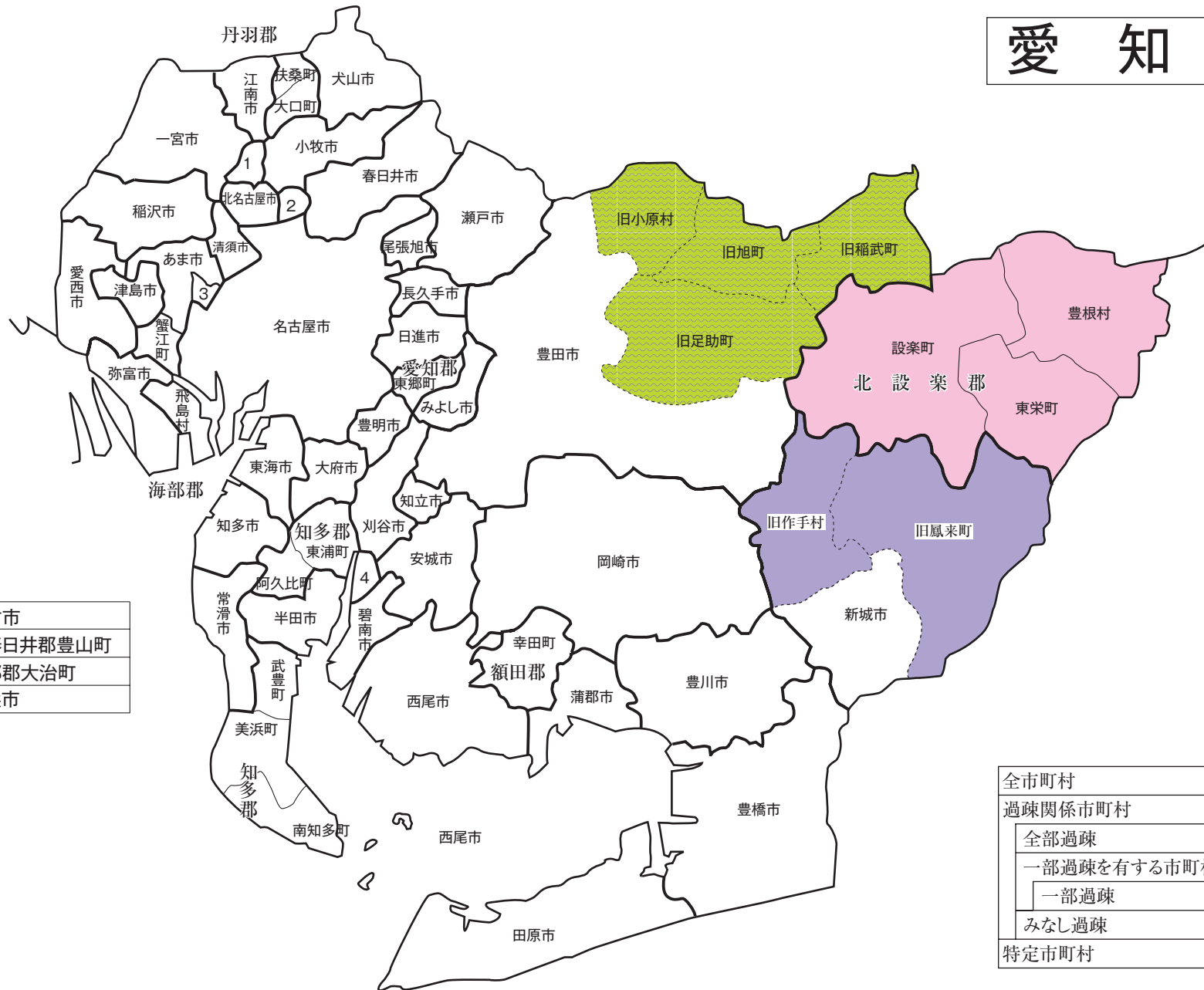
岐阜県

1	加茂郡富加町
2	加茂郡坂祝町
3	羽島郡岐南町
4	羽島郡笠松町
5	大垣市
6	安八郡安八町
7	安八郡輪之内町
8	本巣郡北方町
9	安八郡神戸町



全市町村	42
過疎関係市町村	17
全部過疎	10
一部過疎を有する市町村	7
一部過疎	21
みなし過疎	0
特定市町村	0

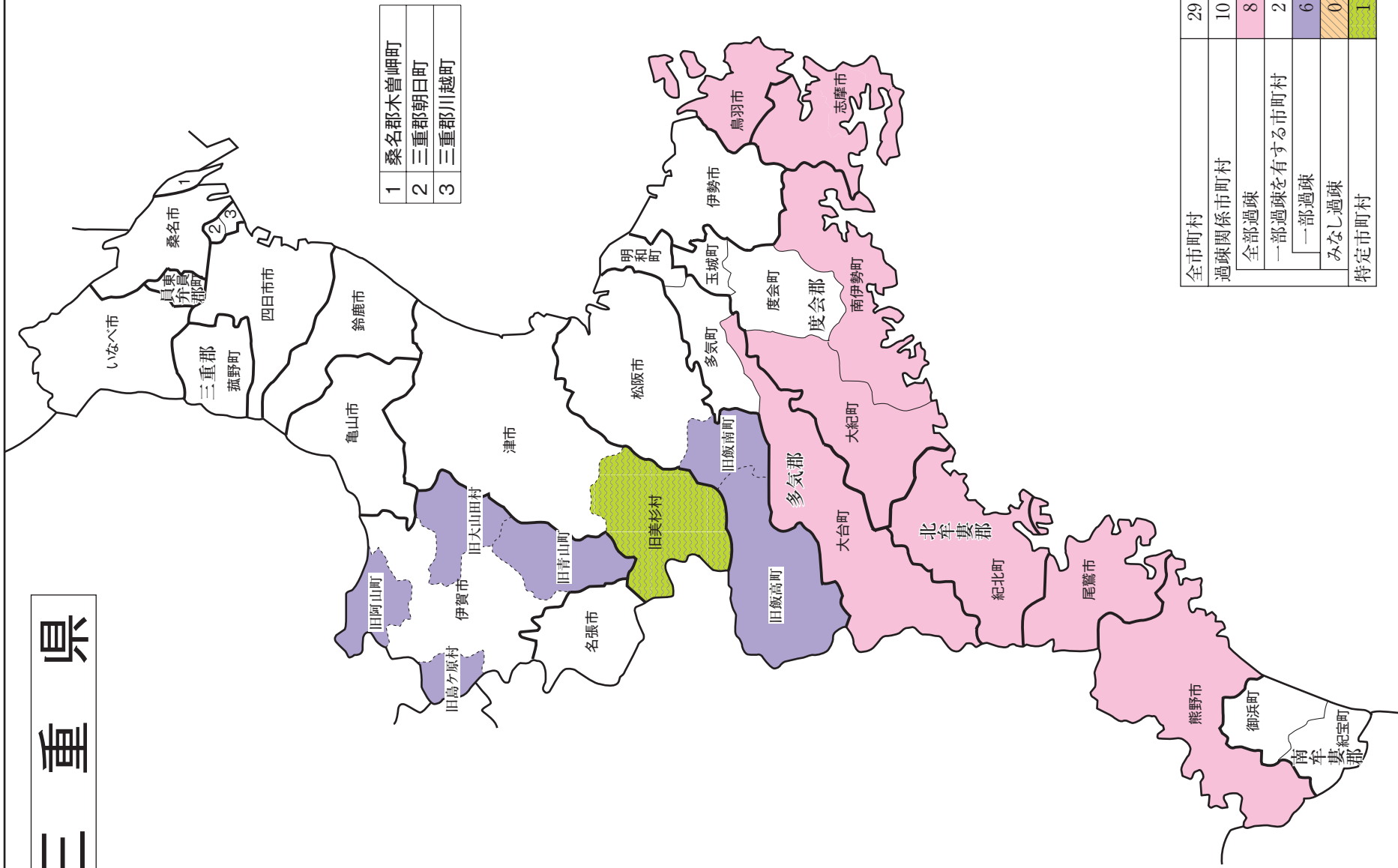
愛知県



1	岩倉市
2	西春日井郡豊山町
3	海部郡大治町
4	高浜市

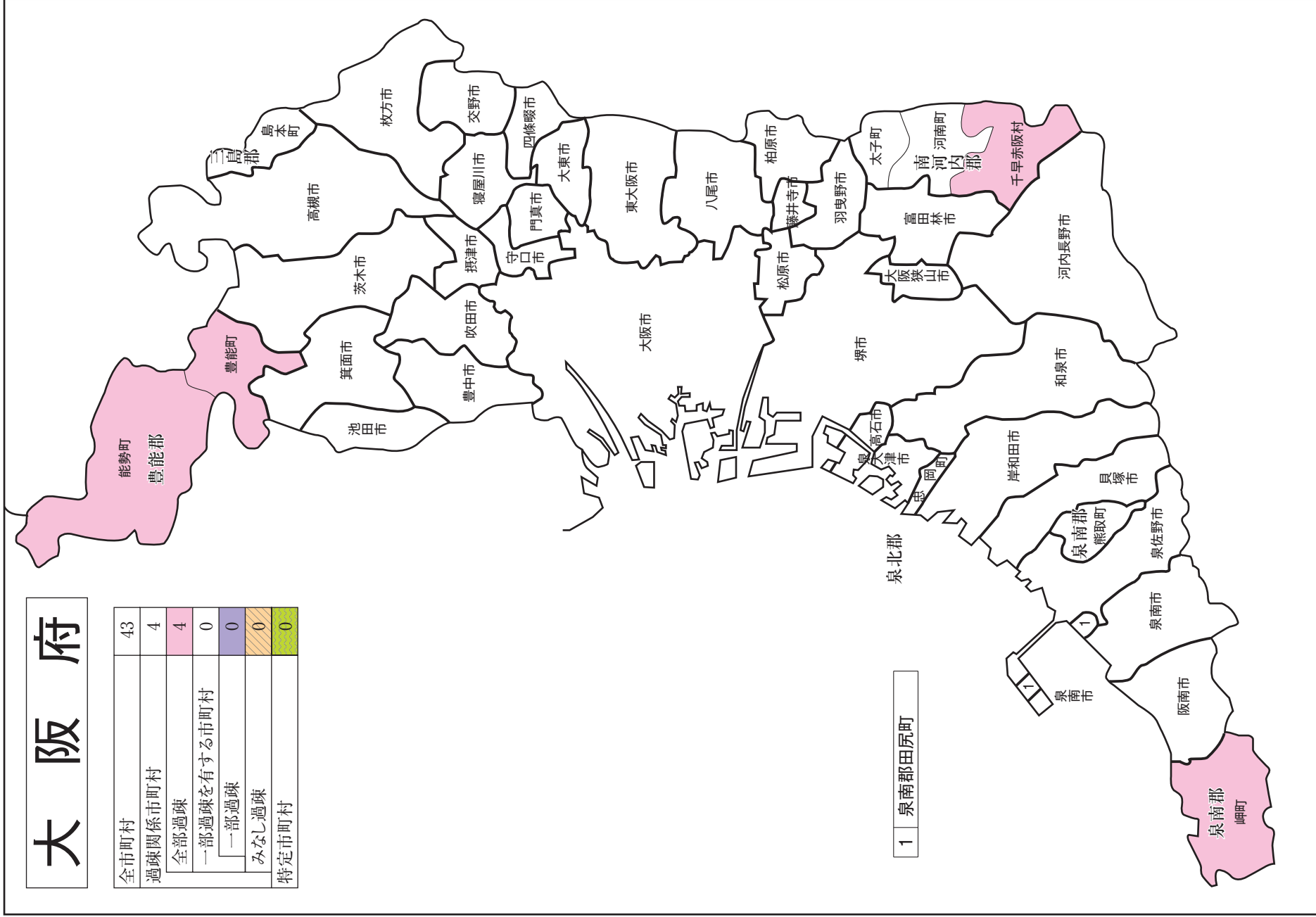
全市町村	54
過疎関係市町村	4
全部過疎	3
一部過疎を有する市町村	1
一部過疎	2
みなし過疎	0
特定市町村	1

三重県

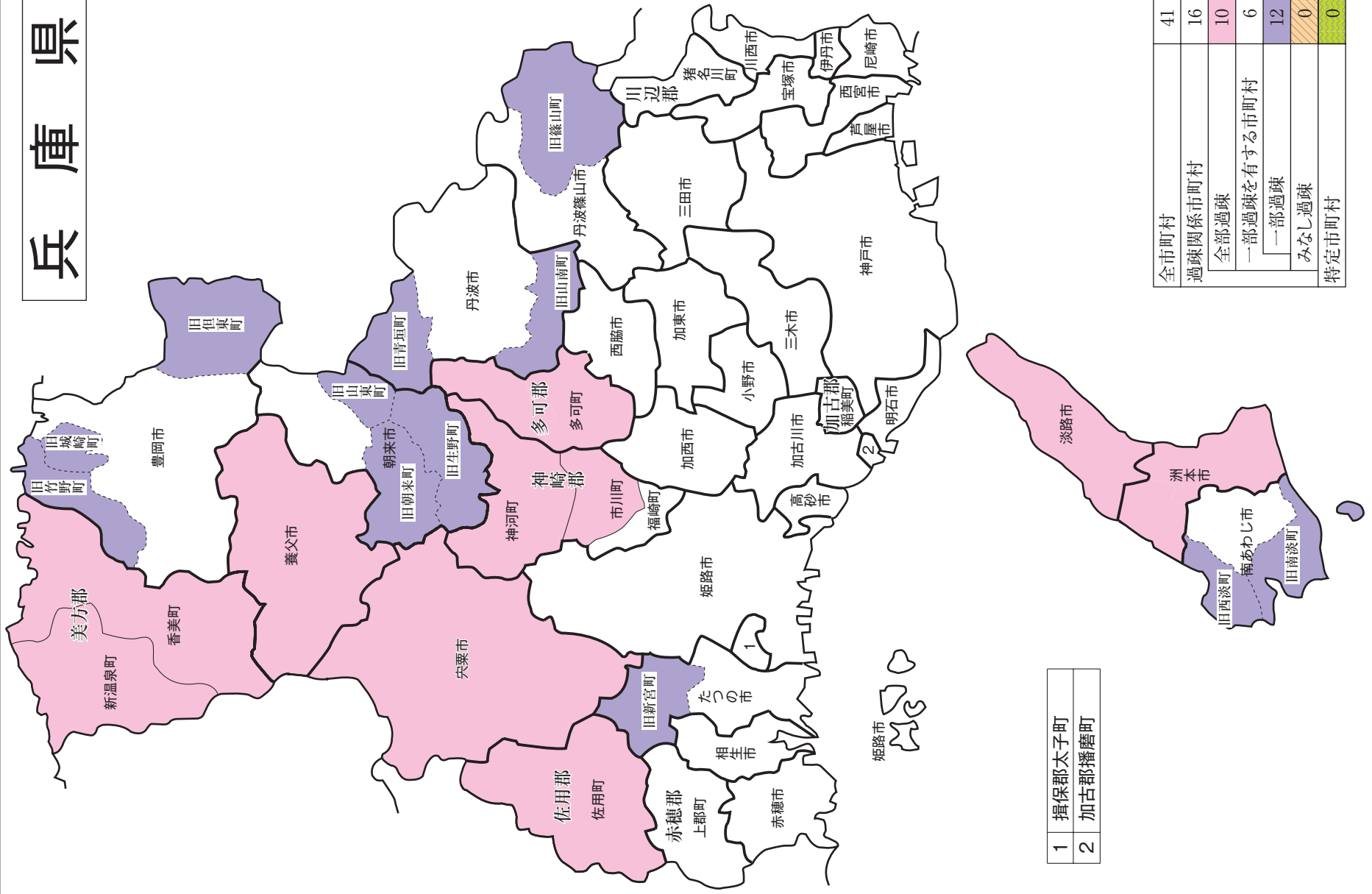


大阪府

全市町村	43
過疎関係市町村	4
全部過疎	4
一部過疎を有する市町村	0
一部過疎	0
みなし過疎	0
特定市町村	0



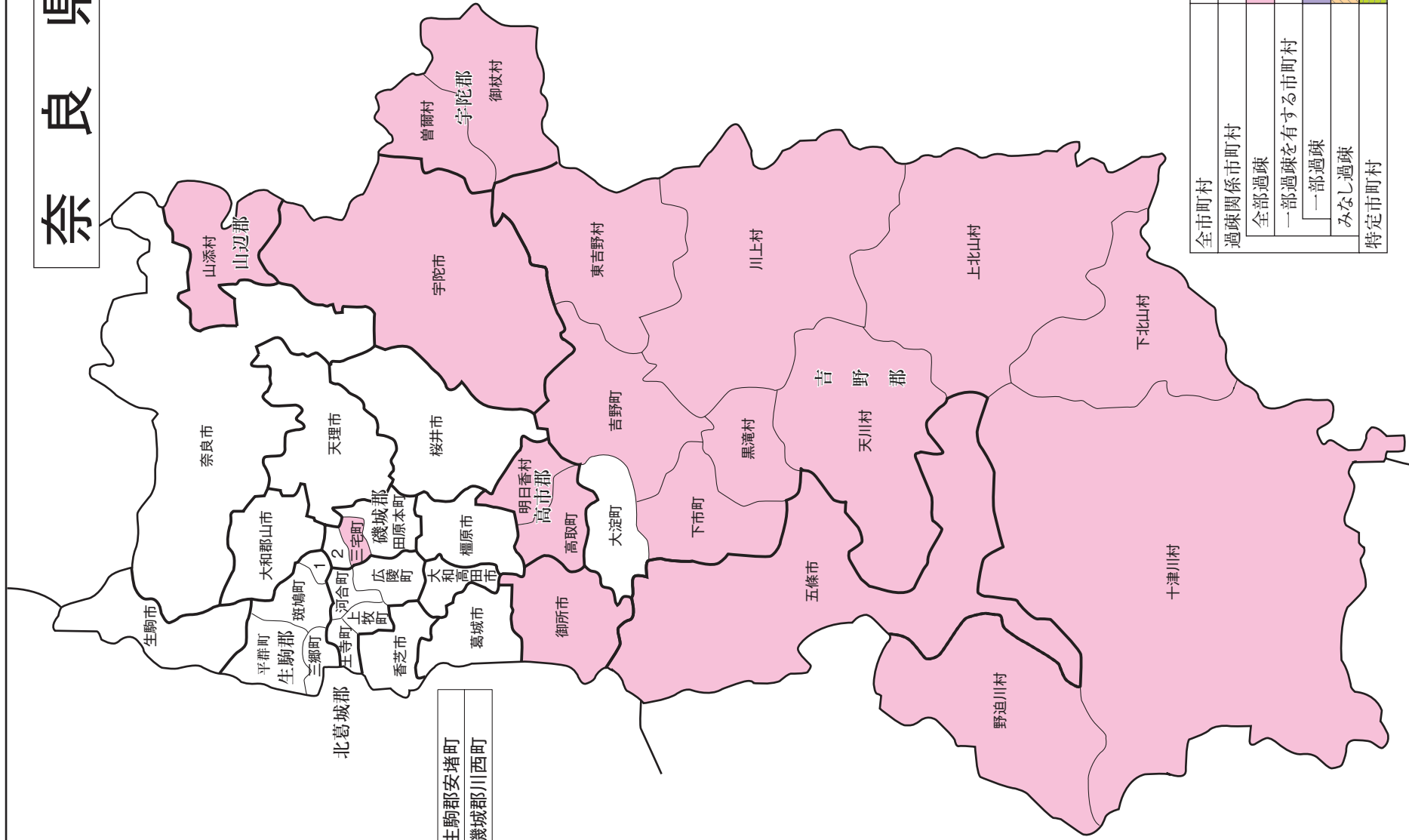
兵庫県



1	揖保郡太子町
2	加古郡播磨町

全市町村	41
過疎関係市町村	16
全部過疎	10
一部過疎を有する市町村	6
一部過疎	12
みなし過疎	0
特定市町村	0

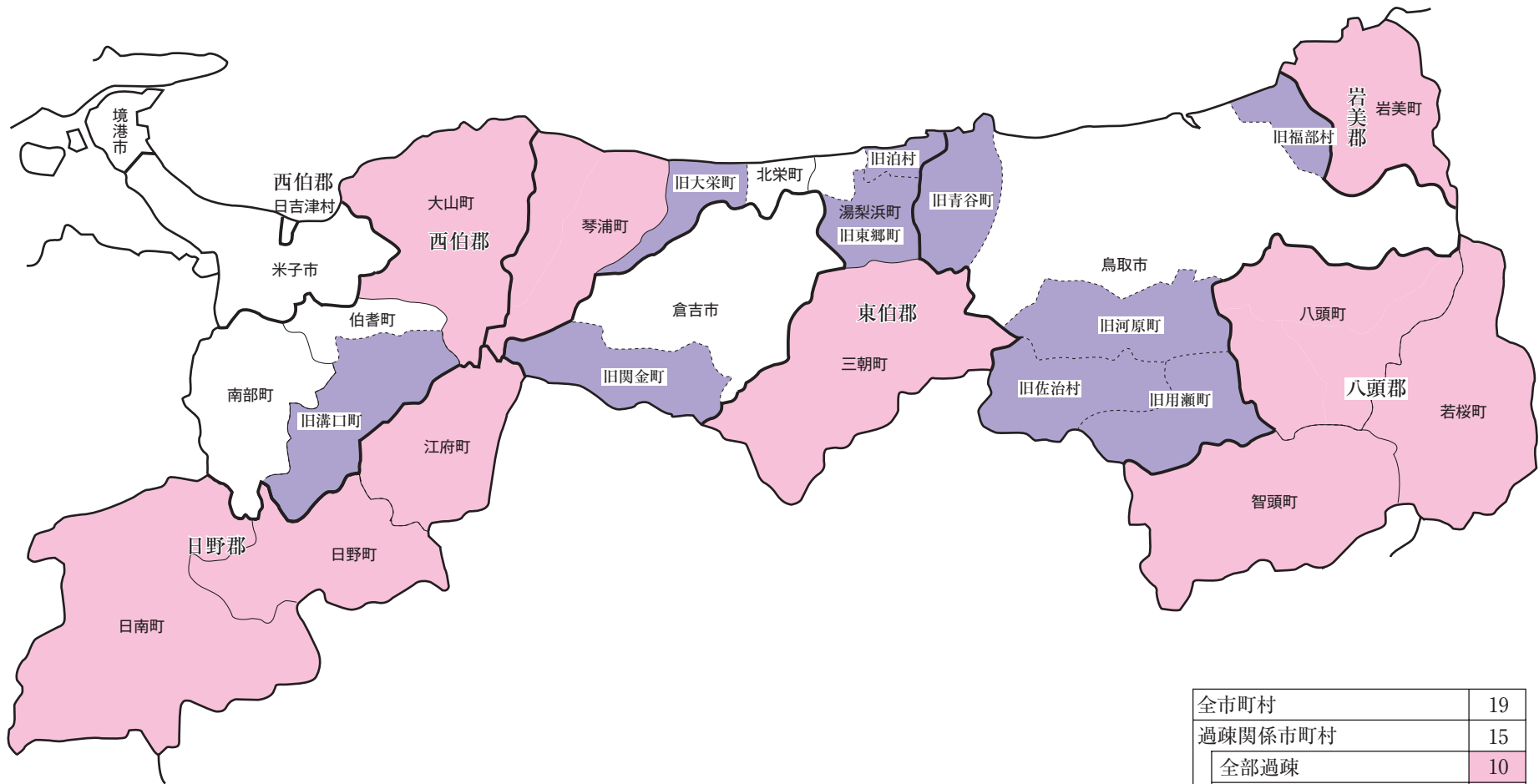
奈良県



全市町村	39
過疎関係市町村	19
全部過疎	19
一部過疎を有する市町村	0
一部過疎	0
みなし過疎	0
特定市町村	0

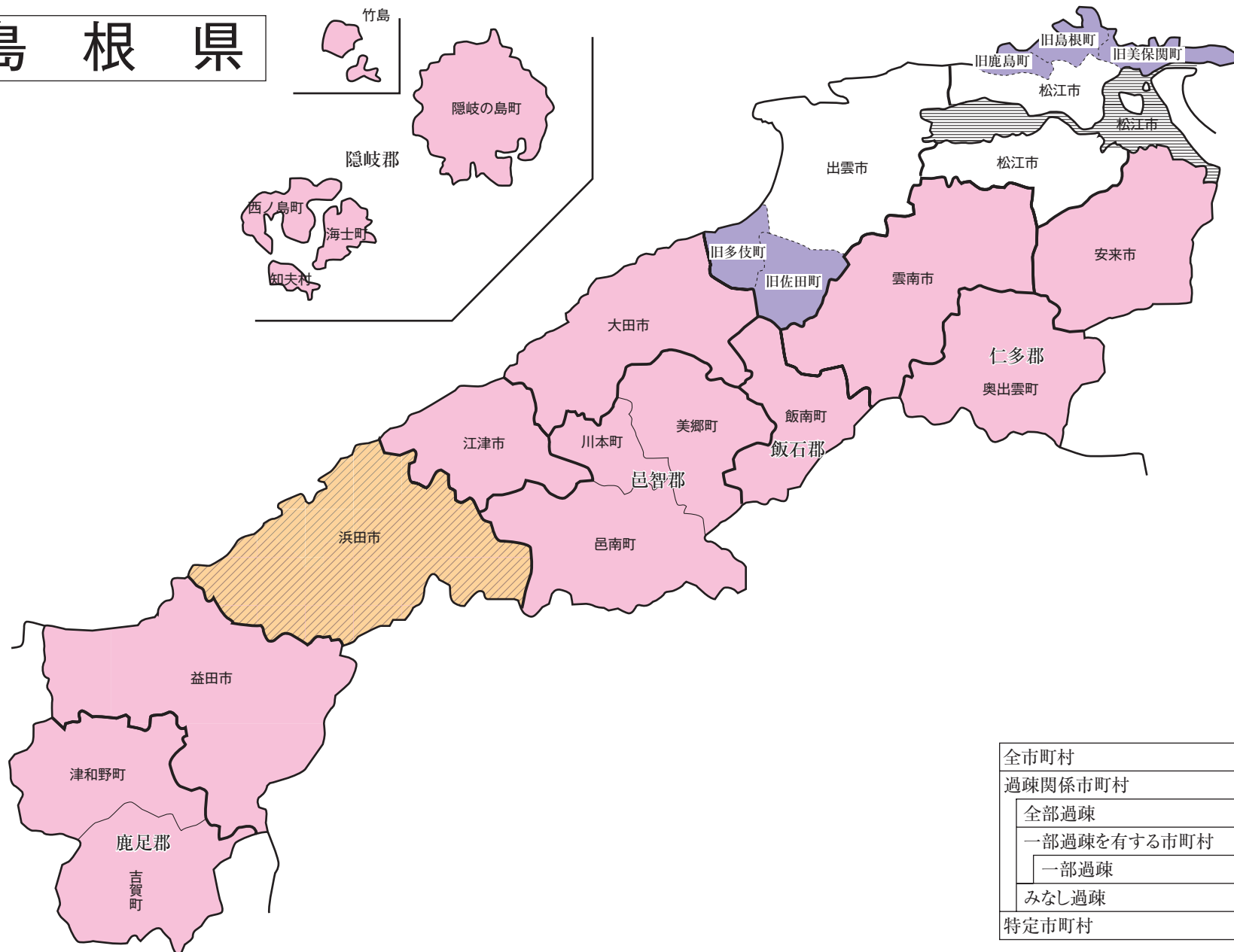
1	生駒郡安堵町
2	磯城郡川西町

鳥取県



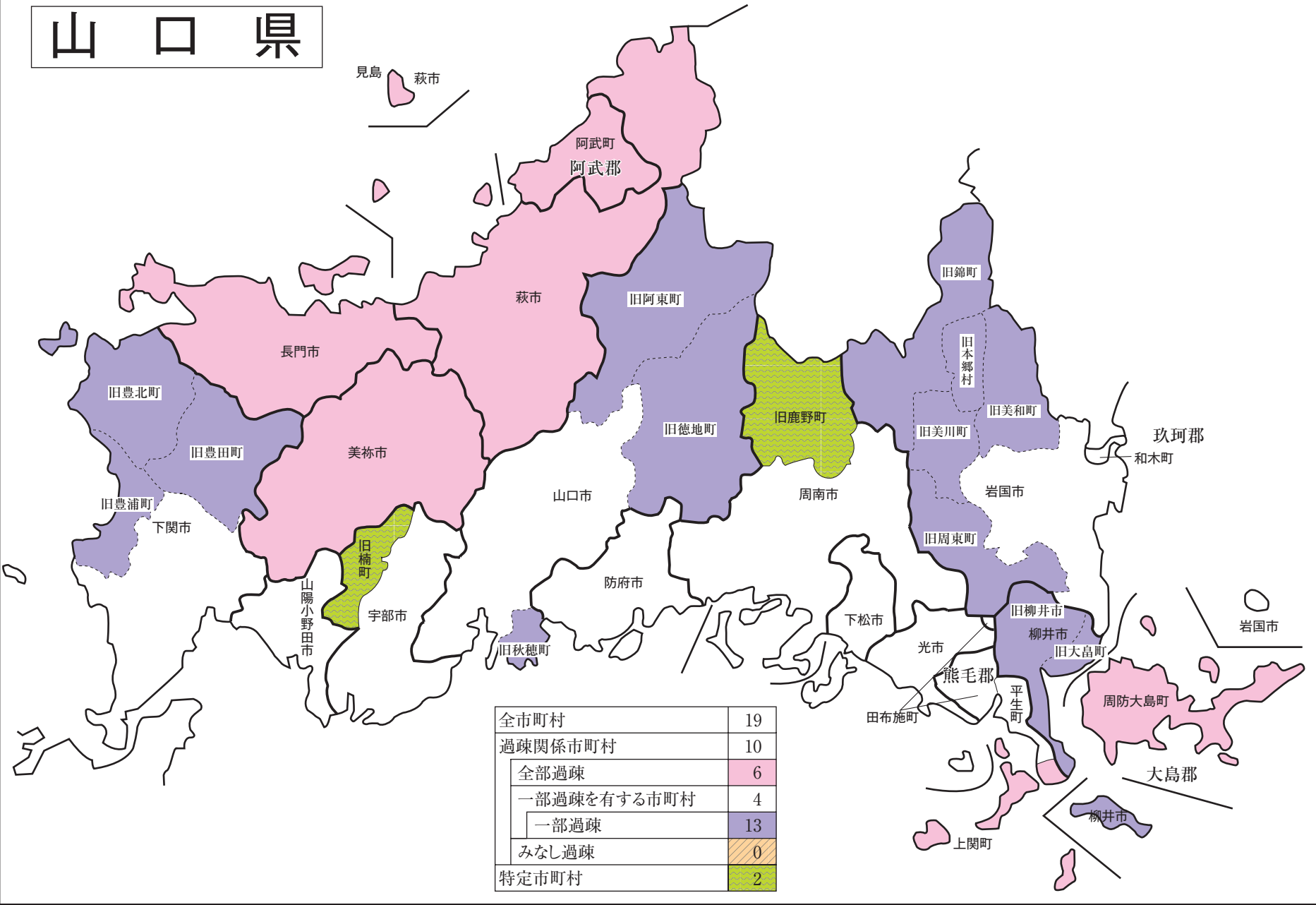
全市町村	19
過疎関係市町村	15
全部過疎	10
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	10
みなし過疎	0
特定市町村	0

島根県

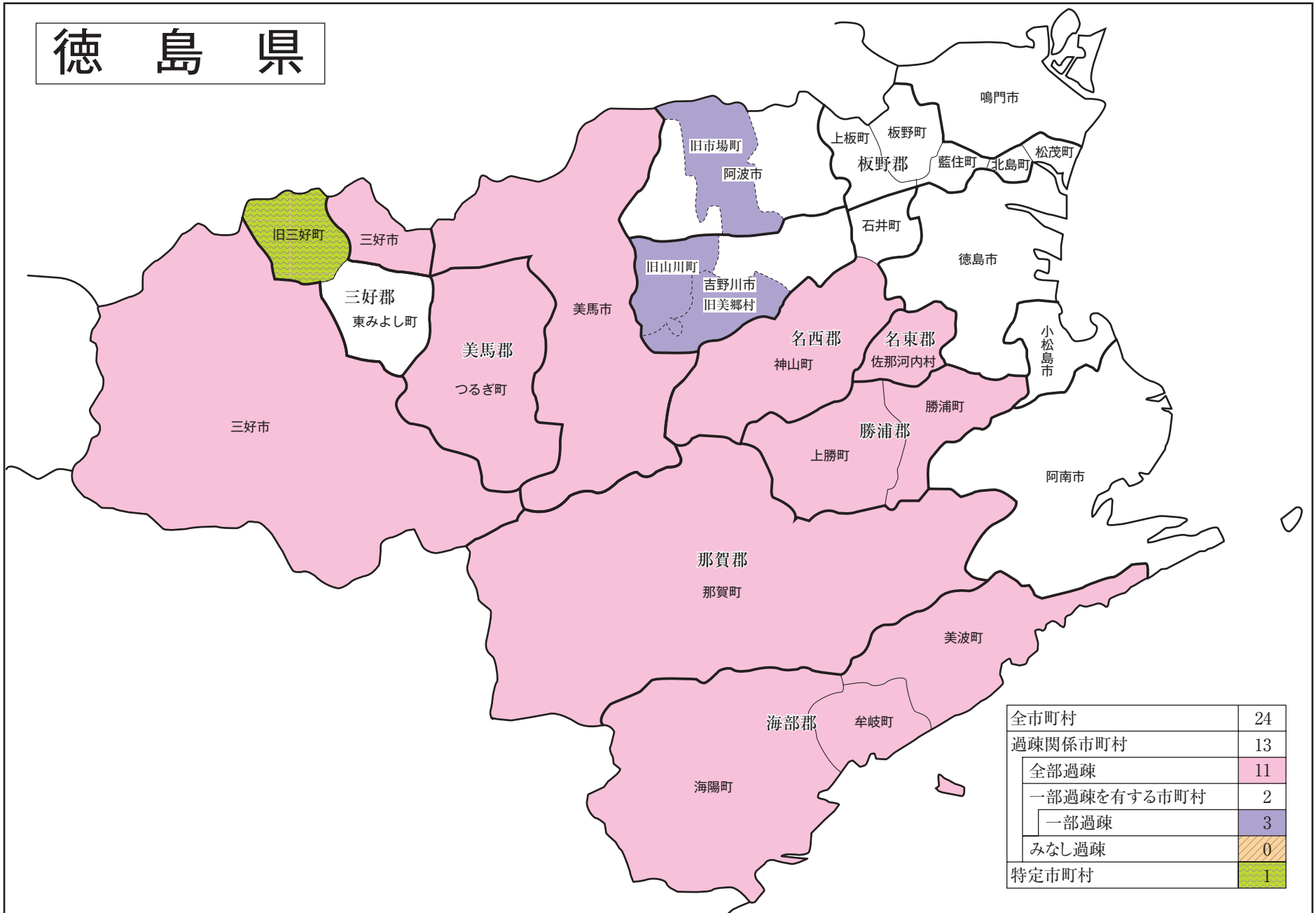


全市町村	19
過疎関係市町村	19
全部過疎	16
一部過疎を有する市町村	2
一部過疎	5
みなし過疎	1
特定市町村	0

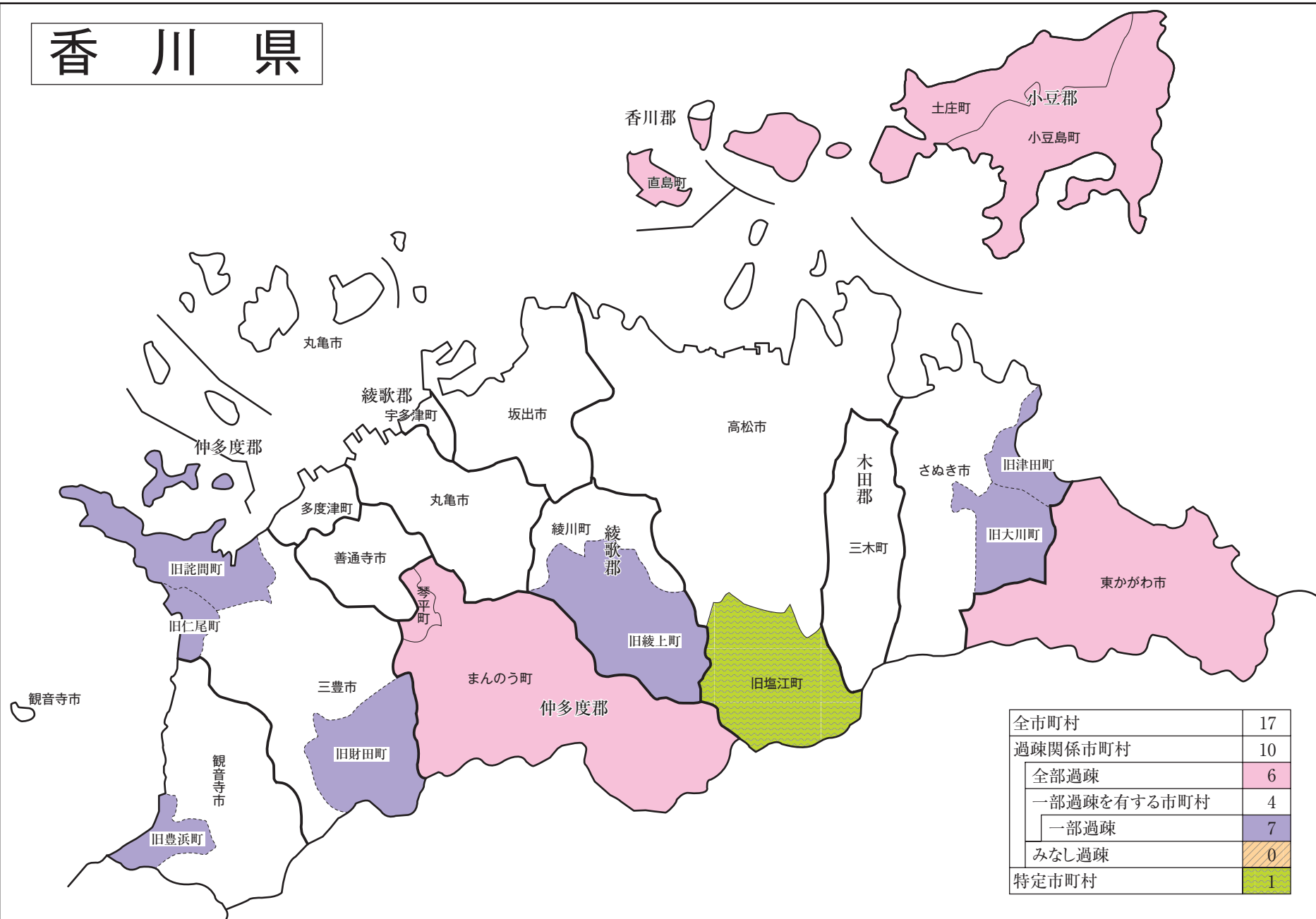
山口県



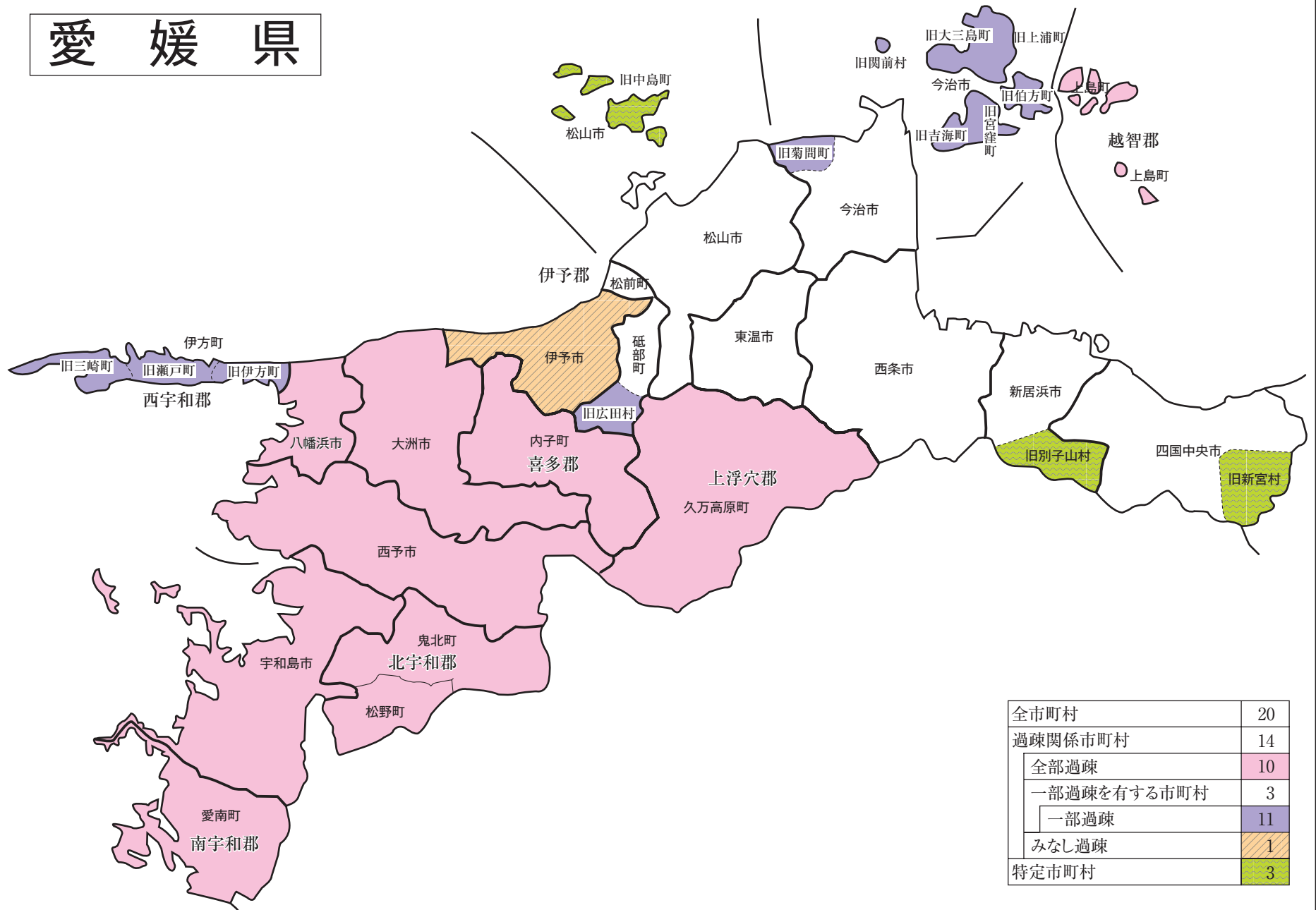
徳島県



香 川 県

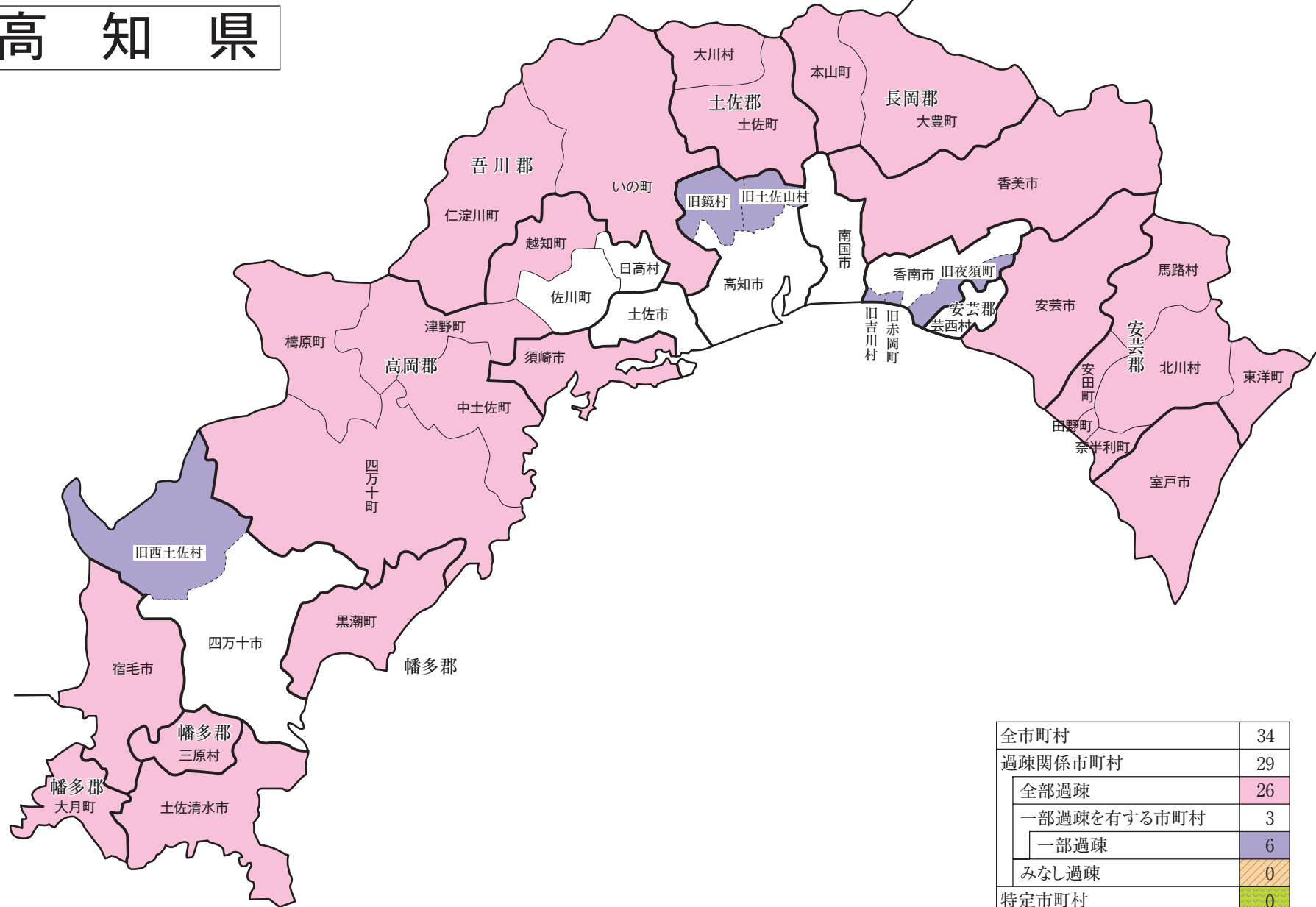


愛媛県



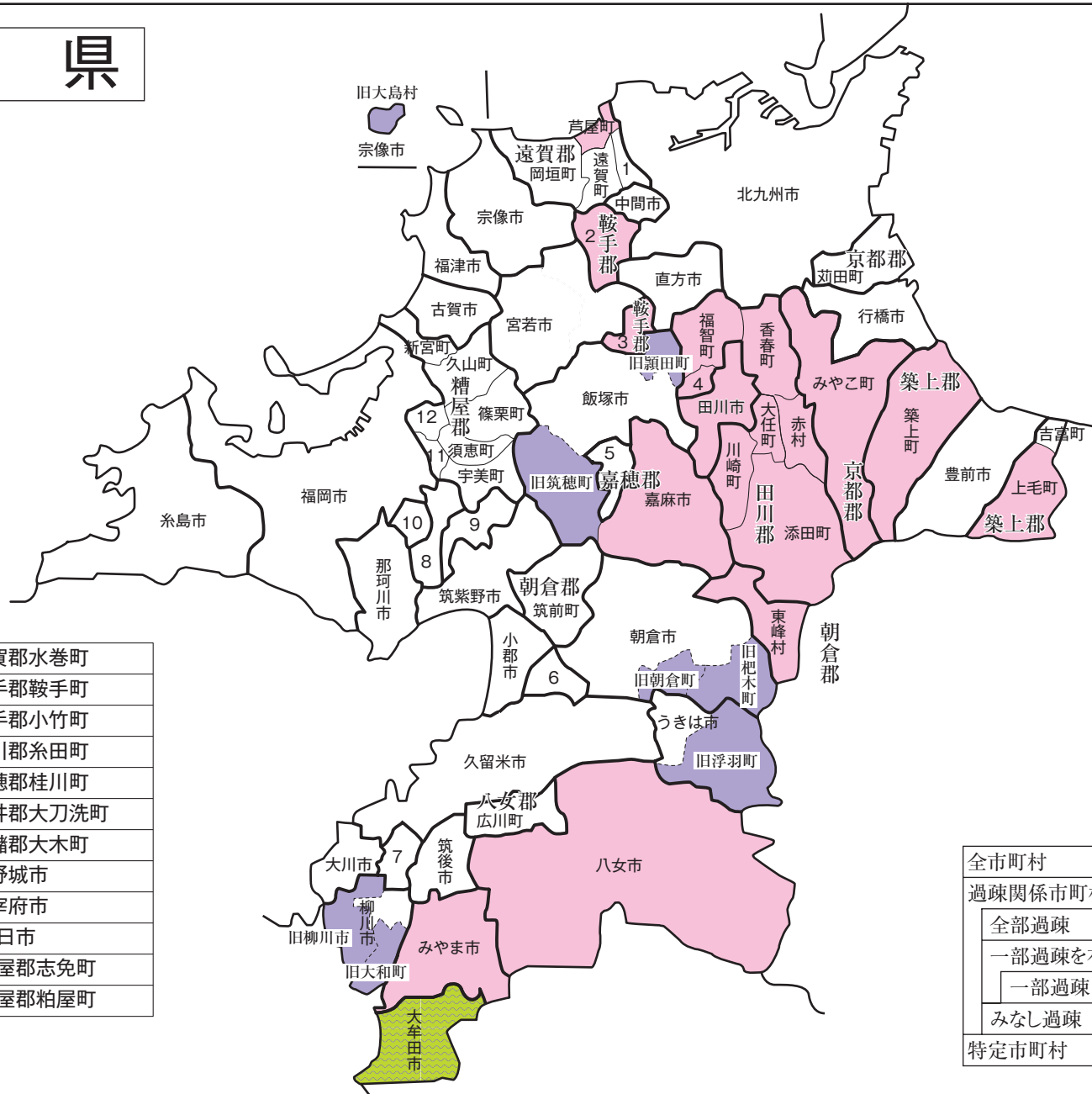
全市町村	20
過疎関係市町村	14
全部過疎	10
一部過疎を有する市町村	3
一部過疎	11
みなし過疎	1
特定市町村	3

高知県



全市町村	34
過疎関係市町村	29
全部過疎	26
一部過疎を有する市町村	3
一部過疎	6
みなし過疎	0
特定市町村	0

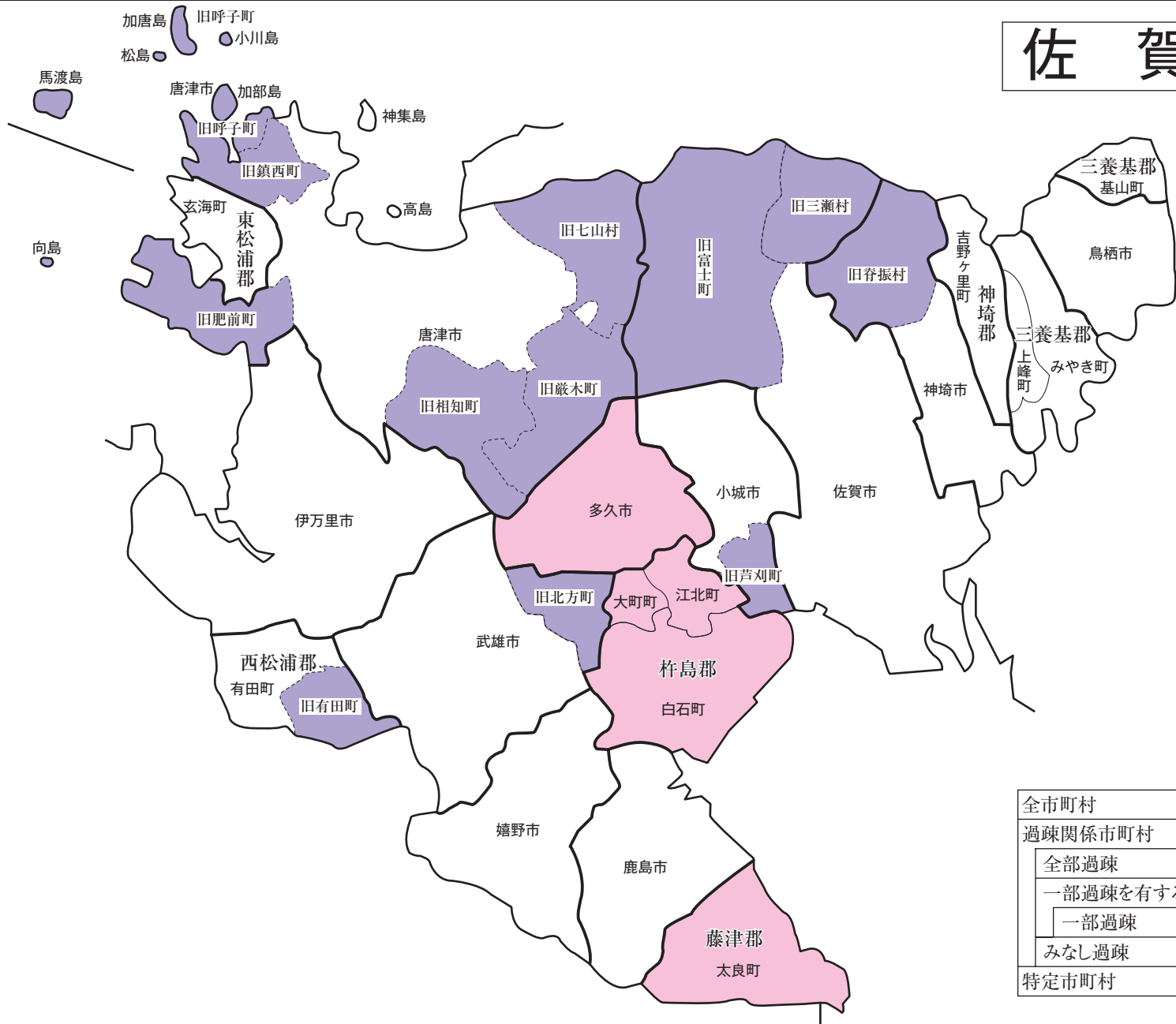
福岡県



1	遠賀郡水巻町
2	鞍手郡鞍手町
3	鞍手郡小竹町
4	田川郡糸田町
5	嘉穂郡桂川町
6	三井郡大刀洗町
7	三潁郡大木町
8	大野城市
9	太宰府市
10	春日市
11	糟屋郡志免町
12	糟屋郡粕屋町

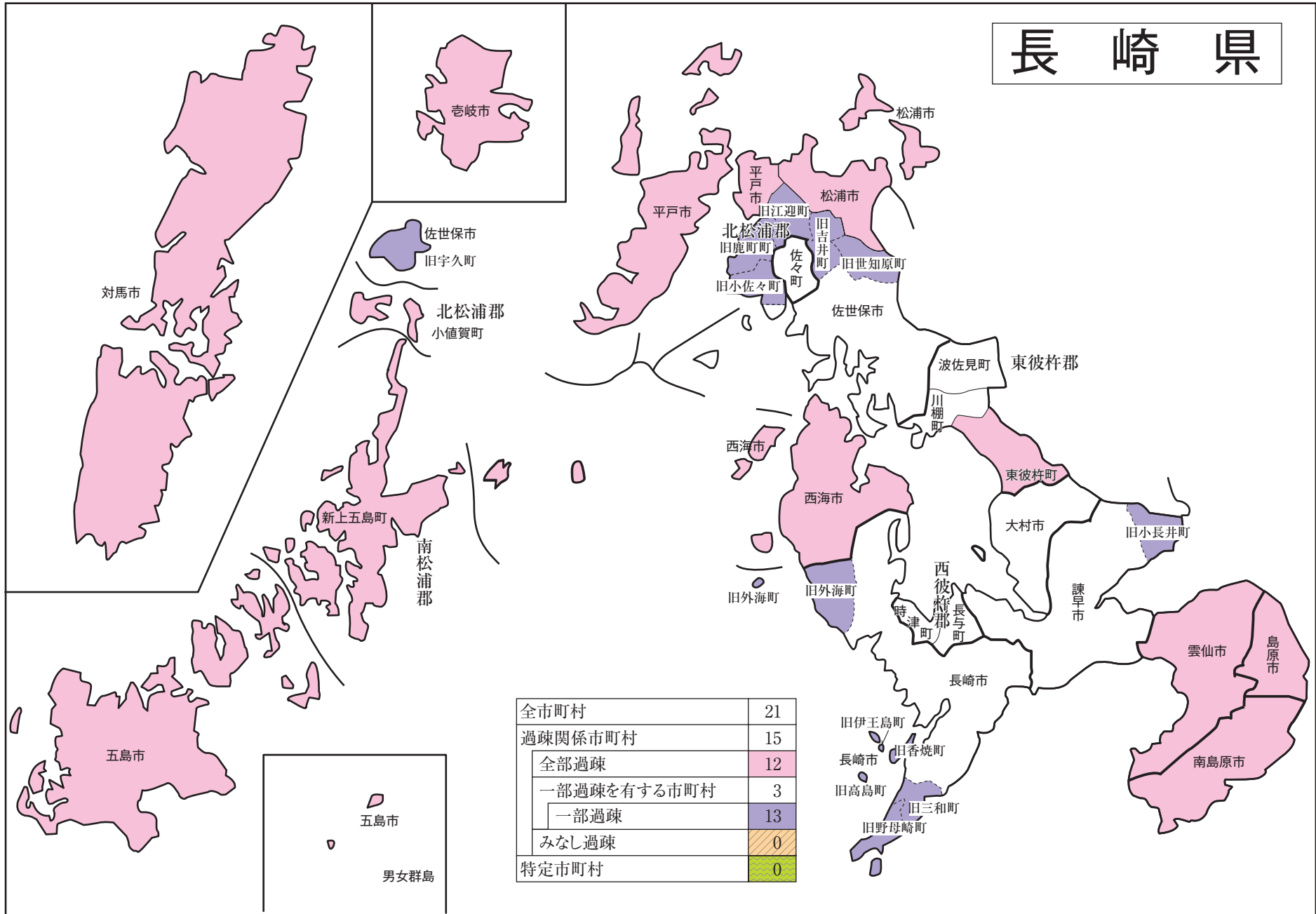
全市町村	60
過疎関係市町村	23
全部過疎	18
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	8
みなし過疎	0
特定市町村	1

佐賀県



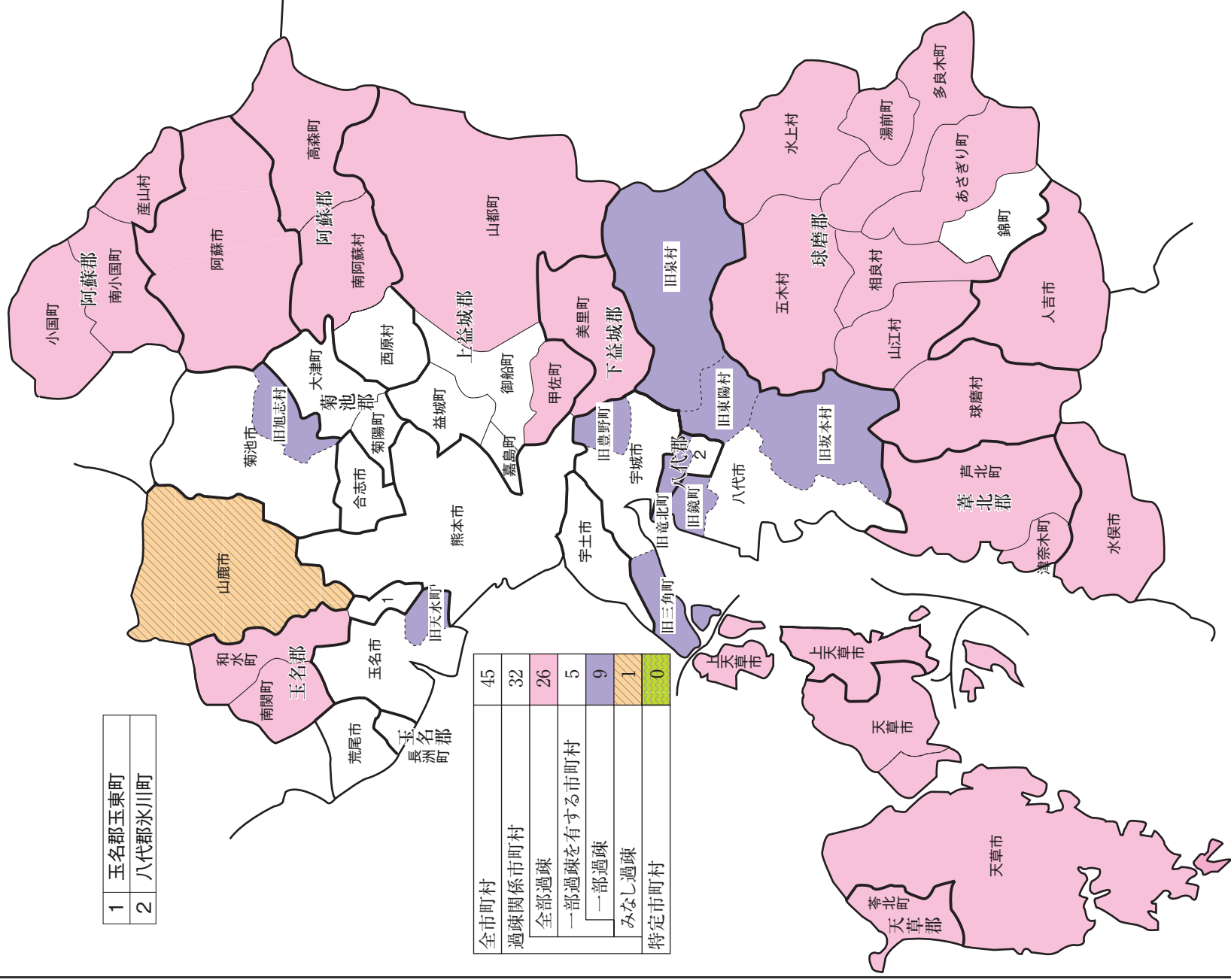
全市町村	20
過疎関係市町村	11
全部過疎	5
一部過疎を有する市町村	6
一部過疎	12
みなし過疎	0
特定市町村	0

長 崎 県

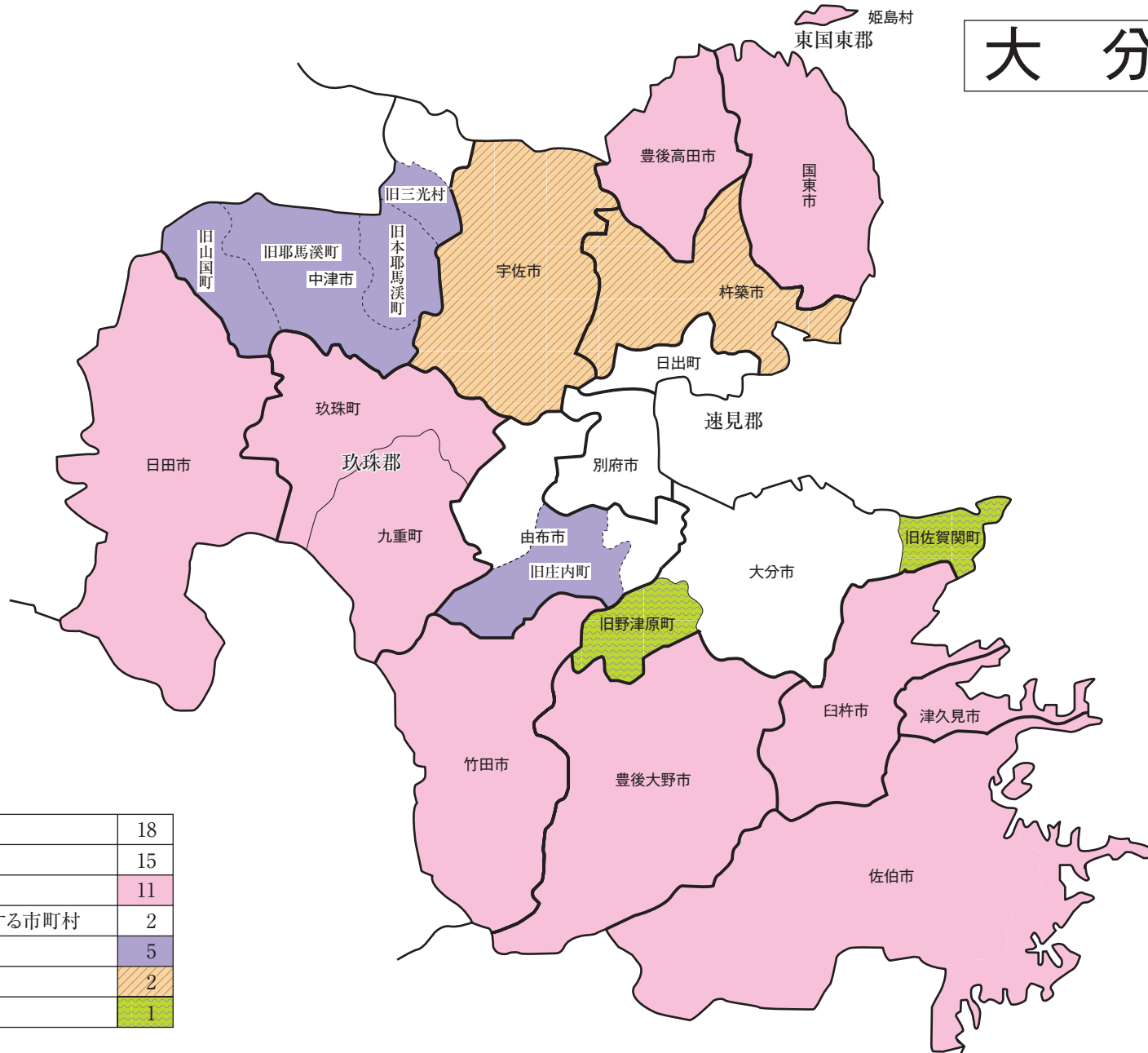


全市町村	21
過疎関係市町村	15
全部過疎	12
一部過疎を有する市町村	3
一部過疎	13
みなし過疎	0
特定市町村	0

熊本県

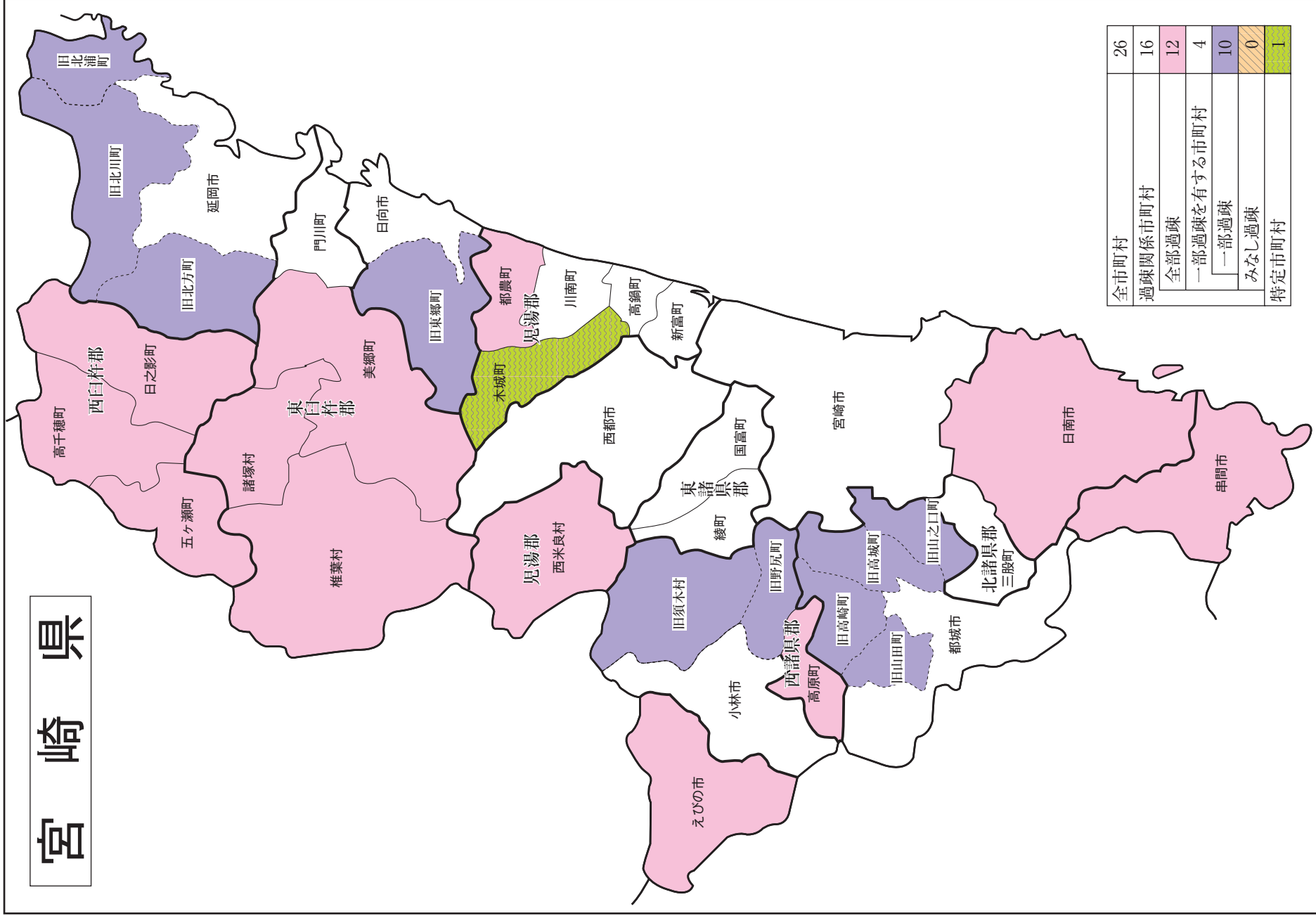


大分県



全市町村	18
過疎関係市町村	15
全部過疎	11
一部過疎を有する市町村	2
一部過疎	5
みなし過疎	2
特定市町村	1

宮崎県



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。